

事務事業評価資料

施策名	ユニバーサル社会の推進			所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害者支援課				
事業名	県主催イベントにおける情報配慮支援事業			担当者電話番号	ユニバーサル係 078-362-4379				
事業目的	①聴覚障害者の社会参加の促進、②県主催イベントでの情報配慮の確実な実施のための環境整備								
事業内容	聴覚障害者が参加又は参加者が300名以上の県主催イベントについて手話通訳・要約筆記者の配置			事業開始年度	平成23年度				
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 0千円		(0千円) 5,363千円		(0千円) 5,101千円			
	人件費②	0千円	従事人員 0.0人	2,437千円	従事人員 0.3人	2,402千円	従事人員 0.3人		
	総コスト (①+②)	0千円	従事人員 0.0人	7,800千円	従事人員 0.3人	7,503千円	従事人員 0.3人		
事業の目標	① 聴覚障害者が県主催イベント等に参加する機会の拡大			【目標設定理由】 情報配慮が不十分なため、聴覚障害者が県主催イベント等に参加できない。					
	② 不特定多数が参加する300人以上の県主催イベント等で情報配慮			【目標設定理由】 聴覚障害者への情報配慮を行うルール徹底や情報配慮のための環境が整っていない。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	配慮するイベント件数	117件	24年度	- (0千円)	67 (116千円)	117 (64千円)	-	47.9%	100.0%
評価結果	必要性	・情報配慮が不十分なため、聴覚障害者が県主催イベント等に参加できない。 ・そのため、情報配慮が確実に実施できる環境を整備する必要がある。							
	有効性	・情報配慮のルールを徹底し、予算措置することで、該当するイベントでの情報配慮を実現することに有効である。							
	効率性	・現在、県に設置している手話通訳非常勤嘱託員を活用することで、手話通訳の派遣依頼人数を少なくすることが可能であり、指標1単位当たりのコストの削減に努める。							
	民間・市町との役割分担	・県が主催するイベントで実施するものであり、主催者としての県が実施する。 ・県が先行的に実施することにより、市町や民間に取組を広げていく。							
	受益と負担の適正化	聴覚障害者がより多くの県主催イベント等に参加できるよう実施するものであり、負担を求めない。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
説明	市町移譲 民間移譲 民間委託 PFI 負担割合変更 事務改善 その他								
説明	聴覚障害者がより多くの県主催イベント等に参加できるよう、情報配慮の徹底を図る。								

事務事業評価資料

施策名	高齢者の生活支援			所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課					
事業名	軽費老人ホーム運営費補助事業			担当者電話番号	高年施設係 078-362-3189					
事業目的	居宅において生活することが困難な高齢者が、健康で明るい生活を送るため、低廉な料金で日常生活に必要な便宜を提供する軽費老人ホームの利用を促進									
事業内容	軽費老人ホーム(政令・中核市所在施設を除く)の運営に要する経費の一部を助成 ①補助対象者 施設を運営する社会福祉法人等、②補助対象経費 運営費の一部、③負担割合 県10/10				事業開始年度	昭和39年度				
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額			平成23年度当初予算額			平成24年度当初予算額		
	事業費①	(860,549千円) 860,549千円			(878,056千円) 878,056千円			(929,603千円) 929,603千円		
	人件費②	2,461千円	従事人員 0.3人	2,437千円	従事人員 0.3人	2,402千円	従事人員 0.3人			
	総コスト(①+②)	863,010千円	従事人員 0.3人	880,493千円	従事人員 0.3人	932,005千円	従事人員 0.3人			
事業の目標	施設入所にあたって助成が必要な低所得者全てに対する支援を実現する。				[目標設定理由] 県老人福祉計画(第5期介護保険事業支援計画)による。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H22	H23	H24	
	利用延べ人員数	25,356人	24年度	21,511 (40千円)	22,723 (39千円)	23,850 (39千円)	84.8%	89.6%	94.1%	
評価結果	必要性	・高齢化が進展するなかで、自宅での生活が困難な高齢者のための多様な受け皿の一つとして軽費老人ホームは必要である。 ・低額な料金で、日常生活に必要な便宜を提供することは、健康で明るい生活を送れるよう支援し、老人福祉を向上させるために必要である。								
	有効性	・施設に対して助成することで、低所得者の入所を容易にし、健康で明るい生活を実現する方策として有効である。								
	効率性	・国の技術的助言を踏まえて補助単価を設定しており、1単位あたりのコストは適切な水準である。								
	民間・市町との役割分担	・軽費老人ホームは、一般財源化に伴う地方交付税を財源とした運営費補助金(国の技術的助言に基づく単価設定)の交付を前提として経営を行っており、広域的な施設であるため県が運営費の補助を実施している。								
	受益と負担の適正化	・生活費(食費等)及び管理費(家賃)については全額入所者負担としている。 ・施設サービス利用料についても、所得に応じて入所者から応分の負担を求めており、低所得者の負担が困難であるために減免したサービス利用料に対して補助している。								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し					
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	・軽費老人ホームは自宅での生活が困難な高齢者のために必要な居住施設であり、高齢者の入所を支援、また施設運営の適正化のため、引き続き事業を継続する。									

事務事業評価資料

施策名	高齢者の生活支援		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課						
事業名	老人クラブ助成事業		担当者電話番号	企画調整係 078-362-9033						
事業目的	①地域における社会貢献活動の取り組み主体である老人クラブの活動活性化 ②高齢者の健康と生きがいづくり									
事業内容	①活動費に対する助成、②地域貢献活動を促進するための助成、③健康づくり・介護予防の取組に対する助成 等			事業開始年度	昭和32年度					
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額	平成23年度当初予算額	平成24年度当初予算額						
	事業費①	(261,050 千円) 327,073 千円	(222,994 千円) 292,089 千円	(216,748 千円) 283,393 千円						
	人件費②	2,461 千円	2,437 千円	2,403 千円						
	総コスト(①+②)	329,534 千円	294,526 千円	285,796 千円						
事業の目標	①子育てや地域見守り活動を支援する老人クラブ活動強化推進事業の補助対象となる全対象老人クラブでの実施			[目標設定理由] 補助対象となる全ての単位老人クラブが、老人クラブ活動強化推進事業に取り組むことにより、地域における見守り活動を促進するとともに、老人クラブの活性化を図る。						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率 (%)			
		目標値	年度				H22	H23	H24	
	実施クラブ数の割合	100%	24年度	99.8% (3,302 千円)	99.8% (2,951 千円)	100% (2,858 千円)	99.8%	99.8%	100.0%	
評価結果	必要性	・高齢化が進展するなかで、高齢者の生きがいづくりと健康づくりの受け皿となり、また、地域における社会貢献活動の取組主体でもある老人クラブ活動を充実する必要がある。								
	有効性	・健康づくり・介護予防事業の参加者数は、着実に増加している。 ・社会貢献活動としては、県と県老連で子育て応援協定を締結し、子育て支援や地域の見守り活動を促進している。								
	効率性	・23年度に補助単価の減額及び政令市中核市との負担割合を変更を行ったため、県の負担額は軽減している。								
	民間・市町との役割分担	・国庫補助事業では、国：政令市中核市=1/3：2/3、国：県：一般市町=1/3：1/3：1/3であり、県単独補助事業についても、国庫補助事業に準じて、政令市中核市の負担割合を2/3とし、県：政令市中核市=1/3：2/3に見直した。（県：一般市町=2/3：1/3）								
	受益と負担の適正化	・補助は活動経費の一部かつ定額で、会員負担が適当な経費については、各クラブの自己負担としている。								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し					
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	高齢者ができる限り元気で社会的にも活躍できるよう、老人クラブの諸活動に対する支援を継続する。									

事務事業評価資料

施策名		高齢者の生活支援		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課				
事業名		医療療養病床転換支援補助事業		担当者電話番号	高年施設係 078-362-3189				
事業目的		医療療養病床を老人保健施設等への転換により削減							
事業内容		医療療養病床等の転換に伴う所要の改修整備費を助成 ①補助対象者 医療法人、②補助対象経費 改修整備費の一部、③負担割合 国10/27・県5/27・保険者12/27			事業開始年度	平成20年度			
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 0千円		(6,475千円) 35,000千円		(6,475千円) 35,000千円			
	人件費②	0千円	従事人員 0.0人	812千円	従事人員 0.1人	801千円	従事人員 0.1人		
	総コスト(①+②)	0千円	従事人員 0.0人	35,812千円	従事人員 0.1人	35,801千円	従事人員 0.1人		
事業の目標		H29までに1,368床削減			[目標設定理由]老人福祉計画による				
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標	22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率 (%)		
			目標値 年度				H22	H23	H24
		転換見込量	1,368床 29年度	0 (0千円)	0 (0千円)	35 (1,023千円)	0.0%	0.0%	2.6%
評価結果	必要性	・平成29年度末で介護療養病床が廃止され、医療機関においては、医療療養病床も併設している場合も多く、その利用者についても適切な施設への入所を促し、介護療養型老人保健施設等への転換を促進する必要がある。							
	有効性	・事業実施により療養病床転換が進捗し、介護等の状況に応じた適切な介護サービスを受けることができる。							
	効率性	・国庫補助事業であり、病床当たり単価が定められているため、実質的なコストは一定している。							
	民間・市町との役割分担	・介護療養病床については市町が、医療療養病床については県が、それぞれ転換を支援することとなっており、役割分担が図られている。							
	受益と負担の適正化								
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	継続 凍結(休止)	実施手法の見直し 延長 <u>終期設定</u>			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
	説明	平成29年度末をもって介護療養病床が廃止され、医療療養病床も削減されることが決定されており、目標を達成するため平成24年度においても引き続き事業を継続する。(事業期間H20~29)							

事務事業評価資料

施策名		高齢者の生活支援		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課				
事業名		低所得者に対する介護サービス利用者負担額軽減		担当者電話番号	計画係 078-362-9035				
事業目的		低所得者であっても介護保険制度を適正に利用できるようにする。							
事業内容		介護サービス事業者が低所得である利用者の負担額の軽減に要した費用の一部を、国・県・市町で補助する。				事業開始年度	平成12年度		
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(6,318千円) 18,921千円		(6,395千円) 19,755千円		(6,312千円) 18,936千円			
	人件費②	2,461千円	従事人員 0.3人	2,437千円	従事人員 0.3人	2,402千円	従事人員 0.3人		
	総コスト (①+②)	21,382千円	従事人員 0.3人	22,192千円	従事人員 0.3人	21,338千円	従事人員 0.3人		
事業の目標		対象となる低所得者全員に軽減措置			[目標設定理由]低所得者であっても必要な介護サービスを提供する必要があるため				
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H21	H22	H23
	軽減対象者	3,192人	24年度	2,545人 (8千円)	3,192人 (7千円)	3,192人 (7千円)	100.0%	100.0%	100.0%
評価結果	必要性	・低所得者が経済的理由によりサービス利用を手控えることがないよう、一定の配慮が必要である。							
	有効性	・低所得者であっても必要な介護サービスを利用するための制度であり、有効である。							
	効率性	・H21年度に事業統合を行うなど事業実施方法の見直しを行い、コストの削減を図っている。							
	民間・市町との役割分担	・国1/2、県1/4、市町1/4の負担割合で、経費を負担し合っており、適切な役割分担が図られている。							
	受益と負担の適正化	・介護保険サービス利用時の自己負担額が重荷となる低所得者に限り、その自己負担額の一部を軽減する仕組みであり、引き続き最低限の自己負担は求めている。							
方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し			
	廃止	縮小		統合		凍結(休止)		延長	終期設定
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	低所得者が必要な介護保険サービスを利用するために必要な制度であり、継続して実施する。								

事務事業評価資料

施策名	高齢者の生活支援	所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課						
事業名	地域包括ケア推進事業	担当者電話番号	高年保健福祉係 078-362-3188						
事業目的	①地域包括支援センターの機能強化を図ることにより地域包括ケアシステムの推進する。 ②市町における介護予防事業の効果的な実施を支援する。								
事業内容	①地域包括支援センターの機能強化を図るため、医療・介護連携会議の実施及び専門職等支援者を派遣 ②-1介護予防事業支援委員会の設置及び報告会の開催 ②-2介護啓発者研修・介護予防推進研修の実施		事業開始年度	平成20年度					
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(755 千円) 10,862 千円		(1,686 千円) 12,725 千円		(2,013 千円) 15,726 千円			
	人件費②	820 千円	従事人員 0.1人	812 千円	従事人員 0.1人	801 千円	従事人員 0.1人		
	総コスト (①+②)	11,682 千円	従事人員 0.1人	13,537 千円	従事人員 0.1人	16,527 千円	従事人員 0.1人		
事業の目標	他職種協働を推進するため、医療・介護ネットワークを構築する			[目標設定理由]地域包括ケアシステムを構築するためには、他職種によるネットワークの構築が重要					
	県下の介護予防事業の課題検討を行い報告することにより、市町の取組の推進を図る			[目標設定理由]実施状況の分析結果や先進事例や好事例の情報提供を行うことにより、市町の効果的な実施を促す手段となる					
	介護予防関連事業の適切な実施を推進するため担当者の資質向上を図る			[目標設定理由]介護予防を推進するためには、担当者の資質向上が必要					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	医療・介護連携会議の開催回数	117回	25年度			117 (141 千円)			100%
	介護予防事業報告会参加者数	130 名	25年度	107 (109 千円)	125 (108 千円)	130 (127 千円)	82%	96%	100%
介護予防推進研修参加者数	390 名	25年度	156 (75 千円)	240 (56 千円)	390 (42 千円)	40%	62%	100%	
評価結果	必要性	・介護保険法（平成24年4月改正）の趣旨は、地域包括ケアシステムの実現である。							
	有効性	・地域包括支援センターの機能強化及び介護予防事業の効果的な実施は、地域包括ケアシステムの実現に資する。							
	効率性	・他職種協働の医療、介護のネットワークを構築することは、地域包括ケアの実現に向けて関係機関の取り組みを連携、推進することができるため効率的である。							
	民間・市町との役割分担	・市町の取組が推進するよう、県が広域的見地で支援を行う。							
	受益と負担の適正化	・介護専門職の資質向上を目的とした研修については、応分の受講料を徴収することにより、受益と負担の適正化を図っている。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
説明	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
	高齢化社会のなかで、地域包括ケアシステムの構築は重要な課題である。そのため、市町の取り組みを推進するため、地域包括支援センター機能強化事業を新設し(全額国庫補助事業)、介護予防事業支援委員会等を再編統合する。また、介護技術啓発者研修等については、より講師役に重点を置いた研修事業へと再編する。								

事務事業評価資料

施策名	高齢者の生活支援		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課						
事業名	L S A 配置促進事業		担当者電話番号	高年保健福祉係 078-362-3188						
事業目的	復興住宅や公営住宅に居住する高齢者等に対し、L S A を派遣し、入居者が安心して自立生活ができるよう、見守りや生活支援を行う。									
事業内容	① L S A (生活援助員) による高齢者の安否確認・生活支援のほか、地域住民等との連携によるコミュニティ形成交流事業等の実施 ② L S A 活動支援のための資質向上のための相談会や研修会等の実施			事業開始年度	平成9年					
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額				
	事業費①	(5,801千円) 16,070千円		(4,593千円) 14,273千円		(4,193千円) 11,499千円				
	人件費②	820千円	従事人員 0.1人	812千円	従事人員 0.1人	801千円 0.1人				
	総コスト(①+②)	16,890千円	従事人員 0.1人	15,085千円	従事人員 0.1人	12,300千円 0.1人				
事業の目標	被災高齢者等が地域と交流しながら自立した生活を営む			[目標設定理由] 地域との良好なコミュニティの形成と孤立化を防ぐ						
	L S A 活動強化のための研修を実施する			[目標設定理由] 入居者への円滑な相談・生活支援活動を行う						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H22	H23	24	
	①事業実施数	19事業	24年度	19事業 (889千円)	19事業 (794千円)	19事業 (647千円)	86.4%	100.0%	100.0%	
②研修実施数	6事業	24年度	6事業 (2,815千円)	6事業 (2,514千円)	6事業 (2,050千円)	100.0%	100.0%	100.0%		
評価結果	必要性	・住み慣れた場所を離れて生活することを余儀なくされたことに加え、高齢化率が高い復興住宅入居高齢者が安心した自立生活を行うためには、コミュニティ形成や生きがいつくり等の継続した支援が必要である。 ・入居者の複雑・多岐化する相談に対応するには、専門相談や情報交換を行い、L S A の資質向上を図る必要がある。								
	有効性	・市の判断により復興住宅対象の事業数は微減しているが、被災高齢者のみならず支援を必要とする高齢者に対するL S A による見守り支援活動は市町において継続実施されている。 ・最新の知識や情報に関する研修を行うことにより、L S A による活動支援が円滑に行われる。								
	効率性	・震災後16年を経過し、被災高齢者等の自主的なコミュニティづくりが進化したこと、また、地域住民や自治会、ボランティア等との連携による支援体制づくりに取り組むなど、効率的な事業の推進が図られている。								
	民間・市町との役割分担	・国1/2、県1/4、市町1/4の負担割合で、経費を負担し合っており、適切な役割分担が図られている。								
	受益と負担の適正化									
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 凍結(休止)	実施手法の見直し 延長 終期設定					
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	P F I	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	・復興住宅入居高齢者等が安心した自立生活を行うために必要な事業なので、継続して実施する。 ・高齢者の見守り体制を強化するため、L S A による見守り(24時間配置を含む。)の有効性や効果を市町等に啓発していく。									

事務事業評価資料

施策名	高齢者の生活支援			所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課				
事業名	100歳高齢者祝福事業			担当者電話番号	企画調整係 078-362-9033				
事業目的	①100歳を迎える高齢者の長寿を祝い、多年にわたり社会の発展に寄与したことを感謝する。 ②100歳高齢者を支えてきた家族の功労も併せて讃える。								
事業内容	100歳高齢者及びその家族に記念品等を贈呈する。				事業開始年度	昭和38年度			
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 13,176千円		(0千円) 14,121千円		(0千円) 14,398千円			
	人件費②	4,102千円	従事人員 0.5人	4,061千円	従事人員 0.5人	4,004千円	従事人員 0.5人		
	総コスト(①+②)	17,278千円	従事人員 0.5人	18,182千円	従事人員 0.5人	18,402千円	従事人員 0.5人		
事業の目標	①対象者全てに記念品を贈呈				[目標設定理由]事業の目的上、該当者に確実に贈呈することが重要である。				
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度実績	24年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	100歳高齢者数	1,142人	24年度	1,007 (17千円)	1,131 (16千円)	1,142 (16千円)	100.0%	100.0%	100.0%
評価結果	必要性	・100歳到達という節目にあたり、多年にわたり社会の発展に寄与してきたことに感謝の意を表し、その家族を讃えることは、高齢者の生きがいがづくりや県民の敬老精神を喚起する上で必要である。							
	有効性	・県からの祝意を伝えることにより、対象者に大変喜ばれるとともに、県民に敬老精神を喚起しているところであり、対象者全員に対して事業は着実に実施されている。							
	効率性	・平成19年度に、類似事業であった長寿祝金事業を廃止し本事業に整理統合したため、100歳高齢者に対する祝福事業全体としてみると、平成20年度以降、コストは改善された。平成24年度においても改善されたコストを維持していく。							
	民間・市町との役割分担	・100歳という極めて重みのある節目であることから、県が事業主体となり、全県的に事業を実施することは適正である。ただし、対象者の把握・調査については、市町に依頼し、適切に役割分担している。							
	受益と負担の適正化	・お祝いであるため受益者の負担はなじまない。また、内容も社会通念上、適切な範囲内である。							
方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し			
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)		延長	終期設定		
実施手法の	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	100歳到達者が増加傾向にあるなか、高齢者の生きがいがづくりや県民の敬老精神を喚起するため、引き続き事業を継続する。								

事務事業評価資料

施策名		高齢者の生活支援		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課						
事業名		「介護サービス情報の公表」制度実施事業		担当者電話番号	介護事業者係 (078-362-9117)						
事業目的		①事業者の義務である事業所情報の報告を受理し、情報公表システムでの公表を行う。									
事業内容		報告の受理及び公表に関する事務を兵庫県国民健康保険団体連合会(国保連)を指定情報公表センターとして指定し委託する。			事業開始年度	平成24年度					
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額					
	事業費①	(0千円) 0千円		(0千円) 0千円		(3,152千円) 6,303千円					
	人件費②	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	1,602千円		従事人員 0.2人			
	総コスト(①+②)	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	7,905千円		従事人員 0.2人			
事業の目標		①事業所・施設に年に1度義務づけられている事業所情報の報告について、介護保険法に基づき、確実に報告を行わせる。			[目標設定理由]事業所・施設の義務として、所在地や職員体制等の情報報告が法定されているため。						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)				
		目標値	年度				H22	H23	H24		
		報告対象事業所数に対する報告事業所数の比率	100%	24	- (0千円)	- (0千円)	100% (79千円)	-	-	100%	
評価結果	必要性	「介護サービス情報の公表」制度は、介護保険法において、都道府県が行うことと規定されている。また、介護サービス事業所・介護保険施設は年に1度事業所情報の報告が義務付けられており、報告内容は都道府県が公表することが法規定されており、報告・公表事務を行う必要がある。									
	有効性	介護サービス事業所及び介護保険施設の情報の公表は、利用者による自己選択という介護保険制度の理念を現実の制度として実現させるための仕組みであり、利用者や家族の事業所、施設選択に有効である。									
	効率性	県費負担にあたっては、手数料条例の積算と比較して事務経費の大幅減など経費の見直しを行い適正化を図るとともに、国庫補助事業を活用し効率的に実施。									
	民間・市町との役割分担	介護保険法により、都道府県事務と規定されており、全県の事業所・施設が対象であることから本県が行うことが妥当。									
	受益と負担の適正化	23年度までは、県条例に基づく手数料を徴収していたが、手数料によらない制度運営を図るとい国見直し方針を踏まえ、条例を廃止し、手数料徴収は行わないこととした。									
実施方針	方向性	新規 廃止		拡充 縮小		継続 凍結(休止)		実施手法の見直し 延長 終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲		民間移譲		民間委託		PFI		負担割合変更	事務改善
説明	23年度まで事業者から手数料を徴収して、報告公表事務を行っていたが、事業者負担を軽減する観点から手数料によらない制度運営を図るとい国見直し方針を踏まえ、手数料によらない制度運営を行うこととした。法規定された報告公表については、引き続き行う必要があるが、24年度より新たに県費負担(国庫補助1/2充当)により実施する。										

事務事業評価資料

施策名	高齢者の生活支援		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課					
事業名	定期巡回・随時対応サービス普及事業		担当者電話番号	介護事業者係 078-362-9117					
事業目的	①「定期巡回・随時対応型訪問介護看護 介護・看護職員養成研修」の実施 ②「定期巡回・随時対応型訪問介護看護 居宅サービス計画作成等研修」の実施 ③「複合型サービス 従事者実践研修」の実施								
事業内容	平成24年度から導入される新サービスの普及を図るため、研修会の実施等を県看護協会に委託して実施する。			事業開始年度	平成24年度				
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 0千円		(0千円) 0千円		(0千円) 10,000千円			
	人件費②	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	1,602千円 従事人員 0.2人			
	総コスト(①+②)	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	11,602千円 従事人員 0.2人			
事業の目標	①「定期巡回・随時対応型訪問介護看護 介護・看護職員養成研修」の養成者数300人(50事業所×6人)			[目標設定理由]各市町1か所以上の普及を図るため、介護・看護職員の技能向上研修を実施する。					
	②「定期巡回・随時対応型訪問介護看護 居宅サービス計画作成等研修」の養成者数100人(50事業所×2人)			[目標設定理由]各市町1か所以上の普及を図るため、ケアマネの居宅サービス計画作成等研修を実施する。					
	③「複合型サービス 従事者実践研修」の養成者数50人(5事業所×10人)			[目標設定理由]24年度の複合型サービス事業所の整備数により、介護・看護職員の研修を実施する。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 介護・看護職員養成研修の養成者数	300人	24年度	(0千円)	(0千円)	300人 (39千円)			100.0%
	「定期巡回・随時対応型訪問介護看護 居宅サービス計画作成等研修」の養成者数	100人	24年度	(0千円)	(0千円)	100人 (116千円)			100.0%
「複合型サービス 従事者実践研修」の養成者数	50人	24年度	(0千円)	(0千円)	50人 (232千円)			100.0%	
評価結果	必要性	・要介護高齢者の在宅生活を支えるためには、介護と看護が連携した在宅介護サービスを提供する新サービスの普及が必要である。							
	有効性	・事業実施により、新サービスが進捗し、要介護高齢者等の状況に応じた適切な介護サービスを受けることができる。							
	効率性	・当該事業については、国庫補助単価を活用し、適正なコストにより実施することとしている。							
	民間・市町との役割分担	・新サービスの普及のための先導的な研修会については、県が実施、新サービスの指定・指導等については市町が実施することになっており、役割分担が図られている。							
	受益と負担の適正化	・当該事業について、24年度は、県が先導的に新サービスの普及促進の支援を行うが、25年度以降は、各市町において、新サービスの普及促進の支援を行うことになっている。							
方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し			
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)		延長	終期設定		
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	要介護者の在宅生活を支えるための新サービスが円滑に導入されるよう、新サービスの介護・看護職員等を養成研修の実施等による支援を新規に実施する(全額国庫補助事業)。								

事務事業評価資料

施策名	高齢者の生活支援		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局社会援護課、高齢社会課					
事業名	高齢者の在宅生活支援事業 （「安心地区」整備推進事業）		担当者電話番号	078-362-3181（社会援護課） 078-362-3188（高齢社会課）					
事業目的	①要介護高齢者等が求めるサービス（介護保険、住民参加型サービス）の調整の場づくり ②高齢者等に対するミニデイサービスの提供や在宅福祉活動グループ等の情報交換を行う の整備								
事業内容	安心地区推進協議会を設置すると共に、社会福祉法人等に安心ミニ デイサービスセンター整備費補助（10,000千円（定額）×3カ所）等を行う。				事業開始年度	平成24年度			
事業 に要 する コス ト	区 分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 0千円		(0千円) 0千円		(0千円) 46,080千円			
	人件費②	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	8,008千円	従事人員 1.0人		
	総コスト （①+②）	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	54,088千円	従事人員 1.0人		
事業の目標	県内10小学校区で安心地区を整備するため、事業者間の調整等を行う推進協議会を設置するとともに、安心ミニ デイサービスセンターを整備する。				[目標設定理由] 様々な在宅サービスの一体的な提供を行うため、そ の推進体制の整備とあわせて、サービス提供の場を 設定する必要がある。				
目標の達成度 を示す指標	指標名	目 標		22年度 実績	23年度 見込み	24年度 目標	達成率（%）		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	安心地区推進協議会 設置箇所数	10	28	0 (0千円)	0 (0千円)	3 (18,029千円)	-	-	30.0%
安心ミニデイサービ スセンター整備箇所 数	10	28	0 (0千円)	0 (0千円)	3 (18,029千円)	-	-	30.0%	
評価結果	必 要 性	今後高齢者人口の急増が見込まれる中、介護保険サービスと住民参加型サー ビスが相互に補完し合い、要援護高齢者等が求めるサービスを提供することが 必要である。							
	有 効 性	要介護になってもできる限り自宅で安心して暮らせるためのミニデイサービ ス（軽度の運動、健康チェック等）や元気高齢者の生きがい創造活動等の推進 が図られる。							
	効 率 性	ミニデイサービスセンターの整備や生きがい創造活動のために、最低限の必 要額を補助単価としている。							
	民間・市町との役割分担	今後の普及については市町・民間が主導するものの、モデル事業としては県 が実施する。							
	受益と負担の適正化	県はミニデイサービス等の場づくりや生きがい創造活動の立ち上げ等を支援 し、ミニデイサービスの利用等については、必要に応じて自己負担を求める。							
方 向 性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し			
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)		延長	終期設定		
実施手法の 見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	P F I	負担割合変更	事務改善	その他		
説 明	県が拠出した介護保険財政安定化基金などを活用し、高齢者の在宅生活を支援する事業を実施する								

事務事業評価資料

施策名	高齢者の生活支援		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課					
事業名	高齢者の在宅生活支援事業 (高齢者安心県営住宅等整備事業)		担当者電話番号	高年施設係 078-362-3189					
事業目的	高齢者が多い県営住宅又は県住宅供給公社が提供する賃貸物件に介護保険の在宅サービス機併設することにより、施設に入所しなくても暮らし続けられる環境を整備								
事業内容	県営住宅等における在宅サービス機能の併設に係る整備費の一部を助成 ①補助対象者 県営住宅等で通所介護事業を実施する者 ②補助額 集会所等を改修する場合：5,000千円/1事業所(定額)、 敷地内に新設する場合：21,000千円/1事業所(定額)			事業開始年度	平成24年度				
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 0千円		(0千円) 0千円		(0千円) 26,000千円			
	人件費②	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	1,602千円 0.2人			
	総コスト (①+②)	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	27,602千円 0.2人			
事業の目標	介護保険の在宅サービス機能を持つ県営住宅等の整備			[目標設定理由] 施設入所しなくても、住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整備するため。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	県営住宅等への通所介護事業所の併設	毎年度2箇所の整備を実施	28年度	(0千円)	(0千円)	2 (13,801千円)	-	-	20%
評価結果	必要性	・常時介護を必要とする高齢者において、在宅・暮らし続けることに対するニーズがあるため、施設に入所しなくても在宅で暮らし続けられる環境の整備が必要である。							
	有効性	・今後、さらに常時介護を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、県営住宅等における在宅サービス機能の併設に係る整備を進めることにより、特別養護老人ホーム等の待機者の受け皿となるため、介護保険における施設サービス費の抑制に有効である。							
	効率性	・類似施設の整備実績を踏まえて補助単価を設定しており、1箇所あたりのコストは適切な水準である。							
	民間・市町との役割分担	・県営住宅等における在宅サービス機能の併設に係る整備であり、特別養護老人ホーム等の広域的な施設における待機者の受け皿となるため、県が整備費の補助を実施する。							
	受益と負担の適正化								
方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し			
	廃止	縮小		統合		凍結(休止)		延長	終期設定
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	県が拠出した介護保険財政安定化基金を活用し、高齢者の在宅生活を支援する事業を実施する。								

事務事業評価資料

施策名	高齢者の生活支援		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課							
事業名	高齢者の在宅生活支援事業 (介護技術普及事業)		担当者電話番号	高年保健福祉係 078-362-3188							
事業目的	要支援、要介護状態となっても、できる限り在宅で暮らせるよう家族の介護力を高めるため、将来を見据えた在宅介護の推進を図る。										
事業内容	介護技術講習会の実施			事業開始年度	平成24年						
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額					
	事業費①	(0千円) 0千円		(0千円) 0千円		(0千円) 21,176千円					
	人件費②	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	801千円 従事人員 0.1人					
	総コスト (①+②)	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	21,977千円 従事人員 0.1人					
事業の目標	家族の介護力を高めるため、介護技術講習会を実施			[目標設定理由] 平成24年度の要介護1の見込み数相当の受講者を設定							
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)				
		目標値	年度				H22	H23	H24		
	介護技術講習会受講者	40,000人	28年度	— (0千円)	— (0千円)	16,000人 (1千円)	0.0%	0.0%	40.0%		
評価結果	必要性	・高齢化が進む中、要支援や要介護者となっても高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を継続していくには、高齢者を支える家族の介護に関する知識や技術を習得するなど、介護力を高める必要がある。									
	有効性	・介護技術講習会で取得した知識や技術等を活用することにより、介護を必要とされる高齢者の在宅生活の支援が図られる。									
	効率性	・講習会の実施場所が特別養護老人ホーム等の施設で実施することとしており、県内において広域的に講習会を開催するよう実施する予定であり、効率的な推進が図られる。									
	民間・市町との役割分担	・市町においては要介護中度の者がいる家族を対象に研修を実施しており、県は要介護軽度の者がいる家族に対して研修を実施するため、役割分担が図られている。									
	受益と負担の適正化	・在宅生活を継続するためには家族の介護力向上が不可欠であり、同事業の実施により介護保険料の低減にもつながることから、受講料は徴収しない									
実施方針	方向性	新規		拡充		継続		実施手法の見直し			
		廃止		縮小		統合		凍結(休止)		延長	終期設定
	実施手法の見直し内容	市町移譲		民間移譲		民間委託		PFI		負担割合変更	事務改善
説明	県が拠出した介護保険財政安定化基金などを活用し、高齢者の在宅生活を支援する事業を実施する。										

事務事業評価資料

施策名	高齢者の生活支援		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課 健康福祉部障害福祉局障害福祉課					
事業名	認知症支援体制推進事業		担当者電話番号	高齢社会課高年保健福祉係 078-362-3188 障害福祉課精神福祉係 078-362-3263					
事業目的	認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができる社会を目指し、認知症の予防、早期発見、受診につなぐ体制及び医療と地域ケアの効果的な連携体制の整備								
事業内容	①認知症予防の推進 ②医療対策の充実(認知症疾患医療センターの設置等による医療ネットワーク、認知症地域医療体制の充実強化) ③地域連携体制の強化 ④認知症ケア人材の養成 ⑤若年性認知症対策の推進			事業開始年度	平成21年度				
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(18,684千円) 54,706千円		(21,643千円) 63,731千円		(26,691千円) 89,970千円			
	人件費②	16,408千円	従事人員 2.0人	16,244千円	従事人員 2.0人	16,016千円 従事人員 2.0人			
	総コスト(①+②)	71,114千円	従事人員 2.0人	79,975千円	従事人員 2.0人	105,986千円 従事人員 2.0人			
事業の目標	①認知症予防教室の開催やキャンペーン等の啓発を行うことにより認知症予防、早期発見、早期受診につなげる			[目標設定理由]認知症の早期発見、早期受診を推進するためには、意識の向上が必要					
	②早期的確な診断、治療及び医療介護の連携を強化するための体制整備の実施			[目標設定理由]認知症対応医療機関の明確化、適切な対応を推進するため医療介護連携が必要					
	③地域における認知症支援体制の構築			[目標設定理由]地域における医療、介護、フォーマル・インフォーマル等、あらゆる地域資源を活用した支援体制の構築が必要					
	④地域で見守りを行う認知症サポーターや施設職員等、認知症介護人材の資質向上			[目標設定理由]認知症の方への見守りの強化及び適切な対応が必要					
	⑤若年性認知症の自立や就労等、支援体制整備			[目標設定理由]若年性認知症は、社会的理解の推進及び医療、介護、就労等総合的に対応できる支援体制の構築が必要					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	認知症予防教室受講者数	10,000人	28年度			2,000 (53千円)			20.0%
	医療ネットワークの構築圏域数	10圏域	24年度	6 (11,852千円)	8 (9,997千円)	10 (10,599千円)	60.0%	80.0%	100.0%
	認知症サポート医養成数	80人	25年度	49 (1,451千円)	60 (1,333千円)	70 (1,514千円)	61.3%	75.0%	87.5%
	認知症サポーター数	50,000人	26年度	60,812 (1千円)	94,212 (1千円)	130,512 (1千円)	121.6%	188.4%	261.0%
若年性認知症支援体制構築研修参加者数	190人	24年度	28 (2,540千円)	91 (879千円)	190 (558千円)	14.7%	47.9%	100.0%	
評価結果	必要性	・高齢化の進展に伴い、県内認知症高齢者はH27に116千人に達すると見込まれており、早急に対策を講じる必要がある。 ・医療・介護サービスニーズが高まるなかで、医療連携及び医療と介護連携を促進する必要がある。							
	有効性	・県下10圏域中10圏域(H24)でネットワークの構築が見込まれる。 ・認知症サポート医・認知症介護指導者数は毎年度着実に増員できており、それにより、多くの市町で配置され、かかりつけ医に対する連携が図れ、早期発見・診断及び相談体制が充実される。							
	効率性	・認知症支援体制の推進にあたっては、国庫補助単価を活用し、適正なコストにより実施している。 ・医療の充実、医療と介護の連携などそれぞれを整備することで、認知症の総合的な支援体制を効率的に推進している。							
	民間・市町との役割分担	・広域的対応が必要なネットワークの構築、認知症サポート医・認知症介護指導者の養成等については県が実施、地域における取組については市町が設置する地域包括支援センターが実施することとしており、役割分担が図られている。							
	受益と負担の適正化	・市町が実施する取組については、市町直接事業として国庫財源の負担がある。 ・介護専門職等の資質向上を目的とした研修については、応分の受講料を徴収することにより、受益と負担の適正化を図っている。 ・認知症の早期発見・受診を推進するために取り組むものであり、在宅介護による介護保険料の低減にもつながることから、受講料は徴収しない							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 その他		
説明	高齢化の進展に伴い、県内認知症高齢者数は今後急増すると見込まれており、医療・介護・生活を包括した総合的な対策を実施する。 【H24拡充内容】 ・県が拠出した介護保険財政安定化基金などを活用し、認知症予防教室を新たに実施 ・新たに2病院を認知症医療疾患センターに指定(8-10圏域)								

事務事業評価資料

施策名	高齢者の生活支援・障害者の自立支援		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課 健康福祉部障害福祉局障害福祉課					
事業名	無年金外国籍高齢者・障害者等福祉給付金事業		担当者電話番号	高齢社会課企画調整係 078-362-9033 障害福祉課障害政策係 078-362-9105					
事業目的	①制度的無年金者の解消 ②制度的無年金者の福祉向上								
事業内容	無年金外国籍高齢者・障害者等に対し、市町と共同して福祉給付金を支給					事業開始年度	平成10年度		
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(173,297千円) 173,297千円		(162,722千円) 162,722千円		(145,182千円) 145,182千円			
	人件費②	1,641千円	従事人員 0.2人	1,624千円	従事人員 0.2人	1,602千円	従事人員 0.2人		
	総コスト(①+②)	174,938千円	従事人員 0.2人	164,346千円	従事人員 0.2人	146,784千円	従事人員 0.2人		
事業の目標	①対象者全員に対する給付金の支給			[目標設定理由]国民年金に代わる給付として、制度的無年金者に対する福祉給付金の支給が必要					
	②支給単価の引き上げ			[目標設定理由]国民年金に代わる給付であることから、国民年金相当額を、県、市町共同で支給することが必要					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	高齢者受給者数	490人	24年度	637 (202千円)	563 (203千円)	490 (202千円)	100.0%	100.0%	100.0%
	障害者受給者数(重度)	108人	24年度	113 (393千円)	108 (449千円)	108 (429千円)	100.0%	100.0%	100.0%
	高齢者福祉給付金に係る支給単価	16,800円	23年度	16,900円	16,900円	16,800円	100.0%	100.0%	100.0%
障害者福祉給付金に係る支給単価(重度)	35,800円	23年度	33,800円	35,800円	35,800円	94.4%	100.0%	100.0%	
評価結果	必要性	・制度的無年金外国籍高齢者・障害者の救済は本来国の責務であるが、国は長期にわたり対応をとっておらず、国が救済措置を講じるまでの間の福祉的措置として必要である。							
	有効性	・国民年金に代わる給付として、対象者の健全な生活の維持・向上に寄与している。							
	効率性	・1単位あたりのコストはH23年度当初予算とほぼ同額である。							
	民間・市町との役割分担	・県と市町で共同して事業を実施している。							
	受益と負担の適正化	・支給対象者が別に公的年金等を受給している場合は、支給制限を設けている。							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	凍結(休止)	実施手法の見直し 延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	国が救済措置を講じるまでの間の福祉的措置として継続実施する。								

事務事業評価資料

施策名	障害者の自立支援			所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害福祉課				
事業名	障害児等療育支援事業			担当者電話番号	知的・発達障害者支援係 078-362-9497				
事業目的	①在宅の障害児（者）に対する療育機能の充実								
事業内容	①在宅の障害児（者）に対する巡回・外来による療育指導、②地域の療育機関職員への研修実施、③圏域自立支援協議会の開催				事業開始年度	平成18年度			
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(98,226千円) 98,226千円		(93,716千円) 93,716千円		(93,716千円) 93,716千円			
	人件費②	820千円	従事人員 0.1人	812千円	従事人員 0.1人	801千円	従事人員 0.1人		
	総コスト(①+②)	99,046千円	従事人員 0.1人	94,528千円	従事人員 0.1人	94,517千円	従事人員 0.1人		
事業の目標	① 在宅の障害児（者）に対する療育機能の充実				[目標設定理由] 在宅障害児（者）が身近な地域で専門的な療育支援を受けながら地域での生活を送れるよう支援する必要があるため				
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	訪問療育件数	4,146件	24年度	3,850 (26千円)	4,146 (23千円)	4,146 (23千円)	92.9%	100.0%	100.0%
	外来療育件数	3,874件	24年度	4,105 (24千円)	3,874 (24千円)	3,874 (24千円)	106.0%	100.0%	100.0%
施設支援件数	972件	24年度	945 (105千円)	972 (97千円)	972 (97千円)	97.2%	100.0%	100.0%	
評価結果	必要性	・在宅の障害児(者)の地域生活を支えるため、身近な場所で療育指導等が受けられるための、療育機能の充実が必要である。							
	有効性	・年々療育・施設支援件数は伸びており、地域生活支援の充実に寄与している。							
	効率性	・20年度に実施単価の大幅見直しを行ったことから、指標1単位あたりのコストは改善している。							
	民間・市町との役割分担	・障害者自立支援法の規定により、県が事業主体となって、事業実施することとされている。							
	受益と負担の適正化								
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 凍結(休止)	実施手法の見直し 延長 終期設定				
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
	説明	在宅の障害児(者)の地域生活を支えるため、引き続き事業を継続する。							

事務事業評価資料

施策名		障害者の自立支援		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害福祉課						
事業名		重度心身障害者児介護手当費補助		担当者電話番号	身体障害者支援係 078-362-3192						
事業目的		介護者と重度心身障害者(児)の負担軽減									
事業内容		介護手当の支給 ①支給対象者 日常生活において常時介護を必要とする、65歳未満の在宅の重度心身障害者(児)の介護者、②支給額 額10万円、③負担割合 県1/2・市町1/2			事業開始年度	昭和48年度					
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額					
	事業費①	(36,709千円) 36,709千円		(35,400千円) 35,400千円		(34,550千円) 34,550千円					
	人件費②	820千円	従事人員 0.1人	812千円	従事人員 0.1人	801千円	従事人員 0.1人				
	総コスト(①+②)	37,529千円	従事人員 0.1人	36,212千円	従事人員 0.1人	35,351千円	従事人員 0.1人				
事業の目標		在宅重度心身障害者(児)及び介護者の精神的・経済的負担の軽減			[目標設定理由] 介護者の精神的・経済的負担を軽減することにより、福祉の向上に寄与するため						
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)			
			目標値	年度				H22	H23	H24	
		介護手当支給延べ人数	8,292人	24年度	8,810 (4千円)	8,496 (4千円)	8,292 (4千円)	100.0%	100.0%	100.0%	
評価結果	必要性	・重篤な障害特性に鑑み、介護の労をねぎらうため、一定の介護手当の支給が必要である。									
	有効性	・障害者自立支援法による障害福祉サービスの充実を踏まえ、H20から介護保険制度の家族介護手当に準じて、支給対象者の要件を見直した結果、支給延べ人数は減少している。									
	効率性	・介護保険制度の家族介護手当に準じて、支給額の見直しを行った結果、H20から指標1単位あたりのコストが改善している。									
	民間・市町との役割分担	・県と市町で事業費を1/2ずつ負担しており、役割分担が図られている。									
	受益と負担の適正化	・介護保険制度の家族介護手当など類似の制度との均衡に配慮し、ホームヘルプサービスの利用者を支給対象外とするなど、受益の水準の適正化を図っている。									
実施方針	方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し				
		廃止	縮小		統合		凍結(休止)		延長		終期設定
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他			
説明	新行革プランに基づき、H20に実施手法の見直しを図ったところであり、現行の内容により事業を継続する。										

事務事業評価資料

施策名		障害者の自立支援		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害福祉課						
事業名		発達障害者支援センター運営事業		担当者電話番号	知的・発達障害者支援係 078-362-9497						
事業目的		①発達障害のある障害児（者）に対する支援体制の充実									
事業内容		①保護者等からの相談窓口の設置、②適切な療育方法等の情報発信、③関係機関（保育所、教育機関等）職員への研修実施等				事業開始年度	平成17年度				
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額					
	事業費①	(36,864 千円) 73,728 千円		(41,632 千円) 83,263 千円		(41,549 千円) 83,097 千円					
	人件費②	820 千円	従事人員 0.1人	812 千円	従事人員 0.1人	801 千円	従事人員 0.1人				
	総コスト (①+②)	74,548 千円	従事人員 0.1人	84,075 千円	従事人員 0.1人	83,898 千円	従事人員 0.1人				
事業の目標		① 要支援者に対する適切な支援			【目標設定理由】 発達障害者の早期発見、早期支援が重要であるため						
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率 (%)			
			目標値	年度				H22	H23	H24	
		発達障害児(者)及びその家族への支援件数	6,200	24年度	6,004 (12 千円)	6,200 (14 千円)	6,200 (14 千円)	96.8%	100.0%	100.0%	
評価結果	必要性	・発達障害の発見数は増加しており、引き続き、早期発見・早期支援に向けた取組が必要である。									
	有効性	・相談件数は順調に増加しており、センターは有効に機能している。									
	効率性	・旧国庫単価に人事院給与報告実施状況を反映した単価であり、適正なコスト水準である。									
	民間・市町との役割分担	・発達障害者支援法の規定により、発達障害者支援センターの設置は都道府県の責務となっている。									
	受益と負担の適正化										
実施方針	方向性	新規	拡充		継続	実施手法の見直し					
		廃止	縮小		統合	凍結(休止)	延長				終期設定
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他			
説明	発達障害者支援法の施行以降、発達障害者の発見数は増加しており、引き続き事業を継続する。										

事務事業評価資料

施策名		障害者の自立支援		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害福祉課				
事業名		障害者自立支援法にかかる低所得者への県単独負担軽減		担当者電話番号	身体障害者支援係 078-362-3192				
事業目的		障害者自立支援法の施行による利用者負担増の軽減							
事業内容		①グループホームの家賃軽減 ②肢体不自由児施設等の利用者負担軽減				事業開始年度	平成19年度		
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(95,968千円) 95,968千円		(92,485千円) 92,485千円		(72,788千円) 72,788千円			
	人件費②	820千円	従事人員 0.1人	812千円	従事人員 0.1人	801千円	従事人員 0.1人		
	総コスト(①+②)	96,788千円	従事人員 0.1人	93,297千円	従事人員 0.1人	73,589千円	従事人員 0.1人		
事業の目標		低所得者にかかる利用者負担の軽減				[目標設定理由] 障害者の自立と社会参加支援の観点から、利用者負担の軽減は重要であるため			
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	グループホーム等家賃助成事業補助対象者数	17,934人	24年度	12,636 (8千円)	16,546 (6千円)	17,934 (4千円)	100.0%	100.0%	100.0%
医療型障害児施設補助対象者数	153人	24年度	116 (834千円)	154 (606千円)	153 (481千円)	100.0%	100.0%	100.0%	
評価結果	必要性	・障害者自立支援法の施行により利用者の自己負担が設定されたなかで、低所得者が経済的理由によりサービス利用を手控えることがないよう、一定の配慮が必要である。							
	有効性	・対象となる要支援者全員に対して軽減措置が図られている。							
	効率性	・指標1単位あたりのコストは、対象者数の増減等補助実績のみによって変動しており、実質的なコストは一定である。							
	民間・市町との役割分担	・① 県と市町で1/2ずつ費用負担をしており、役割分担は適切である。 ・② 肢体不自由児施設等への入所措置権限は都道府県にあり、県が事業主体となることが適当である。							
	受益と負担の適正化	・対象を低所得者に特化するとともに、他の類似制度との均衡を踏まえた自己負担を求めており、受益と負担の適正化が図られている。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	経済的理由に関わりなく障害者の自立と社会参加を支援するため、24年度も継続して事業を実施する。なお、①については、23年10月から国が家賃助成制度を創設した事を踏まえ、内容の見直しを行っている(補助上限額 20,000円/月 → 25,000円/月)。								

事務事業評価資料

施策名	障害者の自立支援		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害福祉課						
事業名	知的障害者地域生活訓練事業		担当者電話番号	知的・発達障害者支援係 078-362-3193						
事業目的	知的障害者のグループホーム等における地域生活移行を円滑にするための機能の充実									
事業内容	知的障害者地域生活訓練事業に対して市町と協同で補助 ①補助対象者 市町、②補助対象経費 知的障害者地域生活訓練施設の運営費、③負担割合 県1/2・市町1/2			事業開始年度	平成21年度					
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額				
	事業費①	(4,460千円) 8,920千円		(5,950千円) 11,899千円		(4,200千円) 8,400千円				
	人件費②	820千円	従事人員 0.1人	812千円	従事人員 0.1人	801千円 従事人員 0.1人				
	総コスト(①+②)	9,740千円	従事人員 0.1人	12,711千円	従事人員 0.1人	9,201千円 従事人員 0.1人				
事業の目標	①地域で生活したい人の受け皿をつくる。 ②グループホームで生活するために共同生活訓練を必要とする人の訓練の場を確保する。			[目標設定理由] 知的障害者の円滑な地域生活移行を促進するため。						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率 (%)			
		目標値	年度				H22	H23	H24	
	利用延べ人員(人日)	6,000	24年度	4,868 (2千円)	4,070 (3千円)	6,000 (2千円)	81.1%	67.8%	100.0%	
評価結果	必要性	・在宅から一足飛びにグループホーム等に移行することは困難であり、宿泊訓練を重ねて自立に向けた段階的な足がかりを築くための場が必要である。 ・障害者自立支援法に基づくサービス体系の中に、このような訓練を行う施設と明確に位置づけられたものがないため、県独自で実施する必要がある。								
	有効性	・障害者の地域における自立生活の進展により、グループホームの利用者数は増加傾向にあり、事業に対するニーズは高まっている。								
	効率性	・類似施設であるグループホームの運営費単価をもとに補助単価を設定しており、コストは適正な水準となっている。								
	民間・市町との役割分担	・県と市町で1/2ずつ費用負担をしており、役割分担は適切である。								
	受益と負担の適正化	・家賃、食費、光熱水費等の実費負担は利用者から徴収することとしており、受益と負担の適正化が図られている。								
方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し				
	廃止	縮小		統合		凍結(休止)		延長		終期設定
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他			
実施方針	説明	現在の障害者自立支援法に基づくサービス体系の中に、このような訓練を行う施設と明確に位置づけられたものがないなかで、訓練ホームから自立支援法によるサービス体系への移行は円滑に進まなかったため、平成21年度よりチャレンジホームとして事業実施を行った。 現在も、生活訓練機能へのニーズは引き続き高いことから、継続して事業を実施する。								

事務事業評価資料

施策名		障害者の自立支援		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害福祉課					
事業名		心身障害者扶養共済制度県単独減免事業		担当者電話番号	知的・発達障害者支援係 078-362-9497					
事業目的		掛金減免による低所得者の心身障害者扶養共済制度への継続加入促進								
事業内容		①生活保護世帯 全額免除、②県民税非課税世帯 7割免除、③県民税所得割非課税世帯 3割免除				事業開始年度	昭和45年度			
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額				
	事業費①	(15,484千円) 15,484千円		(15,581千円) 15,581千円		(14,337千円) 14,337千円				
	人件費②	1,641千円	従事人員 0.2人	1,624千円	従事人員 0.2人	1,602千円	従事人員 0.2人			
	総コスト(①+②)	17,125千円	従事人員 0.2人	17,205千円	従事人員 0.2人	15,939千円	従事人員 0.2人			
事業の目標		免除が可能なすべての者への免除の実施として、当面、前年実績並み			[目標設定理由] 低所得障害者(児)の生活の安定を図るため。					
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)		
			目標値	年度				H22	H23	H24
		免除件数	246	24年度	248 (69千円)	246 (70千円)	246 (65千円)	100.0%	100.0%	100.0%
評価結果	必要性	・低所得障害者(児)の生活の安定に資する扶養共済制度への加入を促進するためには、経済的負担を軽減するための一定の配慮が必要である。								
	有効性	・対象となる低所得者全員に対して100%軽減措置が図られている。								
	効率性	・対象者数の増減等実績のみによって変動し、実質的なコストは一定である。								
	民間・市町との役割分担	・昭和40年代に全国的な制度として統一、標準化された際、県が実施主体となることとして、制度の運営責任を有している。								
	受益と負担の適正化	・所得の状況に応じて、免除割合を設定しており、受益と負担の適正化が図られている。								
実施方針	方向性	新規	拡充		継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
	説明	低所得世帯に属する加入者に対して、世帯の経済的負担を低減することで制度への継続加入を促し、もって障害児(者)の生活の安定を図るため、引き続き事業を継続する。								

事務事業評価資料

施策名		障害者の自立支援		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害福祉課		
事業名		精神科救急医療体制運営事業		担当者電話番号	精神医療係 078-362-9498		
事業目的		夜間・休日において症状が急変・急発した精神疾患患者に対する精神科救急医療の提供					
事業内容		①輪番制による空床の確保、②精神科救急情報センターの運営、③保護された精神疾患患者の移送体制整備 等			事業開始年度	平成6年度	
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額	
	事業費①	(22,187千円) 67,207千円		(23,470千円) 71,049千円		(24,580千円) 75,413千円	
	人件費②	4,922千円	従事人員 0.6人	4,873千円	従事人員 0.6人	4,805千円	従事人員 0.6人
	総コスト(①+②)	72,129千円	従事人員 0.6人	75,922千円	従事人員 0.6人	80,218千円	従事人員 0.6人
事業の目標		①夜間・休日における必要な病床の常時確保			[目標設定理由]迅速かつ適切な精神科救急医療を提供することが重要であるため		
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標	22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)
			目標値 年度				H22 H23 H24
		満床で医療を受けられなかった件数	0件 23年度	0 (0千円)	0 (0千円)	0 (0千円)	100.0% 100.0% 100.0%
評価結果	必要性	・夜間・休日において症状が急変・急発した精神疾患患者に対し、緊急入院も含め、迅速かつ適切な救急医療を提供することが必要である。					
	有効性	・4床確保している空床を有効活用し、精神科救急医療を要するにも関わらず、受診や入院ができない患者への適切な医療の提供を実現している。					
	効率性	・H19年度以降、段階的に当番病院経費単価の見直しを行い、国基準単価に基づき事業実施しており、コストは適正な水準となっている。					
	民間・市町との役割分担	・政令市である神戸市と協調事業として実施しており、役割分担は適切である。					
	受益と負担の適正化						
方向性	新規	拡充		継続	実施手法の見直し		
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定	
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他
説明	精神科救急医療体制の構築は精神保健福祉法により県・政令市の責務とされており、今後も、警察、消防、医療機関等と連携をとりつつ、事業を継続する。						

事務事業評価資料

施策名		障害者の自立支援		所管部局課名	健康福祉部障害福祉課		
事業名		精神障害者地域移行・地域定着支援事業		担当者電話番号	精神福祉係 078-362-3263		
事業目的		精神障害者の地域移行・地域定着の促進のための体制整備					
事業内容		受け入れ体制が整えば退院可能な精神障害者の地域移行を進めるため、H24度から障害者福祉サービスとして制度化される地域移行支援・地域定着支援事業が円滑に進むよう地域の受け入れ体制を整備する。 【事業内容】協議会や啓発に係る研修会等開催、ピアサポーターの活用、訪問看護ステーションの充実等			事業開始年度	平成19年度	
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額	
	事業費①	(10,295千円) 20,377千円		(9,266千円) 18,531千円		(3,154千円) 6,307千円	
	人件費②	2,461千円	従事人員 0.3人	2,437千円	従事人員 0.3人	2,402千円	従事人員 0.3人
	総コスト(①+②)	22,838千円	従事人員 0.3人	20,968千円	従事人員 0.3人	8,709千円	従事人員 0.3人
事業の目標		①H23度まで 退院が困難となっている精神科病院長期入院者の減少 ②H24度から 精神科に対応する訪問看護ステーション数の増加			【目標設定理由】H24年度から、個人への直接的な退院支援を本事業では行わなくなるため、退院後の地域生活を支える上で重要な訪問看護サービスの充実を目標とする。		
目標の達成度を示す指標①	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	達成率 (%)	
	【H23まで】事業適用により退院可能となった精神障害者人数	105人 (H19-H23)	23年度	31人 (737千円)	30人 (699千円)	H21 49.5%	H22 79.0%
目標の達成度を示す指標②	指標名	目 標		23年度見込み	24年度目標	達成率 (%)	
	【H24から】訪問看護ステーションの指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定箇所数	155カ所	24年度			137カ所	155カ所 (484千円)
評価結果	必要性	精神科病院からの地域移行を推進するためには、長期入院や高齢による生活能力低下への対応、住居確保、地域における医療的ケアの充実、地域住民の偏見の払拭など、受け入れ体制整備に向けた取り組むべき課題が多くあり、県としての継続的支援が必要である。					
	有効性	当事業実施の結果、退院者数は順調に伸びているとともに、体制整備に向けた関係機関連携が進んでいる。					
	効率性	民間委託が適当な業務については委託を行い効率性に努めている。また、従来実施していた個別支援についてH24年度から一般制度化されるため、全体コストは減少している。					
	民間・市町との役割分担	事業は民間事業者への委託で実施するとともに、業務の中で行う協議会は市町、病院、障害福祉サービス事業所等が参画することとなっている。					
	受益と負担の適正化	地域における受け入れ体制整備のため、関係機関の連携、必要とされるサービスの充実、一般への啓発を行う事業であり、個別対象者への受益はない。					
方向性	新規	拡充		継続	実施手法の見直し		
	廃止	縮小		統合	凍結(休止)	延長	終期設定
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他
説明	精神科病院からの地域移行を推進するためには、長期入院や高齢による生活能力低下への対応、住居確保、地域における医療的ケアの充実、地域住民の偏見の払拭など、受け入れ体制整備に向けた取り組むべき課題が多くあり、県としての継続的支援が必要である。(国庫1/2)(従来の実施していた個別支援については一般制度化され事業からは除かれる。)						

事務事業評価資料

施策名	障害者の自立支援			所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害福祉課					
事業名	地域生活定着支援事業			担当者電話番号	知的・発達障害者支援係 078-362-3193					
事業目的	障害者や高齢者で、矯正施設から退所後、直ちに自立した生活を営むことが困難と認められる者に対する福祉サービス等の利用にかかる支援体制の構築									
事業内容	地域生活定着支援センターの運営				事業開始年度	平成22年度				
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額			平成23年度当初予算額			平成24年度当初予算額		
	事業費①	(0千円) 17,000千円			(0千円) 17,000千円			(0千円) 17,000千円		
	人件費②	820千円	従事人員 0.0人	812千円	従事人員 0.1人	801千円	従事人員 0.1人	801千円	従事人員 0.1人	
	総コスト(①+②)	17,820千円	従事人員 0.0人	17,812千円	従事人員 0.1人	17,801千円	従事人員 0.1人	17,801千円	従事人員 0.1人	
事業の目標	矯正施設から退所した障害者、高齢者で、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対する適切な支援				[目標設定理由] 矯正施設から退所した障害者、高齢者が、自立生活または社会生活が行えるよう、支援を行うことが重要であるため。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率 (%)			
		目標値	年度				H22	H23	H24	
	利用人員	50人	H24	19人 (938千円)	36人 (495千円)	50人 (356千円)	38.0%	72.0%	100%	
評価結果	必要性	国調査において、全国の刑事施設出所者のうち、引受人がいない高齢者・障害者で、支援が必要とされる者が約1,000人と推計されており、現在、これらの者を福祉の支援へとつなぐ基盤がないことから、支援のための体制整備が必要である。								
	有効性	現在、矯正施設から退所した障害者、高齢者を、福祉の支援へとつなぐ基盤がないことから、他府県とのセンターとも連携しつつ、福祉の支援へとつないでいくための十分な調整が可能な機関として、有効である。								
	効率性	国庫補助事業(10/10)を活用し、国庫単価によりセンターを設置・運営することとしており、コスト水準は適正である。								
	民間・市町との役割分担	県は、矯正施設から退所した障害者、高齢者が、地域において、必要な福祉サービスを利用できるよう調整を行う全県拠点としてセンターを設置・運営し、地域での受入後、市町が主体となって継続的に福祉サービスを提供していくものであることから、役割分担は適切である。								
	受益と負担の適正化									
方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し				
	廃止	縮小		統合		凍結(休止)		延長		終期設定
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他			
説明	平成22年7月1日に、兵庫県地域生活定着支援センターを設置し、矯正施設からの退所した障害者、高齢者について、保護観察所や関係機関等とも連携しつつ、福祉の支援が受けられるよう、着実にコーディネートを行っている。また、45都道府県において、地域生活定着支援センターが設置されている状況からも、今後、調整件数も増えていくことが見込まれることから、事業を継続していく必要がある。									

事務事業評価資料

施策名		障害者の自立支援		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害福祉課・障害者支援課					
事業名		障害者自立支援推進交付金		担当者電話番号	身体障害者支援係 078-362-3192 社会参加支援担当 078-362-3237					
事業目的		①障害者を取り巻く環境の変化のなかで、障害者のニーズにもっとも理解が深い障害者団体が諸課題に対し迅速・的確に対応できるよう総枠予算化 ②聴覚障害者については、盲ろう者のニーズや県立聴覚障害者情報センターの安定運営に対応								
事業内容		①障害者の自立、社会参加を促進するため、盲ろう者に対する通訳者派遣事業等必要な支援を行う ②対象：（財）兵庫県聴覚障害者協会等 5団体			事業開始年度	平成21年度				
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額				
	事業費①	(54,625千円) 119,000千円		(54,625千円) 119,000千円		(61,450千円) 122,500千円				
	人件費②	12,306千円	従事人員 1.5人	12,183千円	従事人員 1.5人	12,306千円	従事人員 1.5人			
	総コスト(①+②)	131,306千円	従事人員 1.5人	131,183千円	従事人員 1.5人	134,806千円	従事人員 1.5人			
事業の目標				障害者ニーズに沿った適正かつ効率的な施策展開		[目標設定理由] 障害者自立支援法施行後、限られた予算内で効率的に施策展開を図るためには、多様化する障害福祉サービスと障害者ニーズを的確にマッチングさせる必要があるため。				
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)		
			目標値	年度				H22	H23	H24
		障害福祉サービス支給決定者数	45,214人	24年度	29,687 (4千円)	34,604 (4千円)	45,214 (3千円)	100.0%	100.0%	100.0%
評価結果	必要性	・障害福祉サービス支給決定者は増加傾向にあり、その行政ニーズも刻々と変化していることから、真に必要な障害者施策を安定的かつ柔軟に実施する必要がある。								
	有効性	・障害福祉サービス支給決定者は増加傾向にあり、障害者の地域における自立生活は活発化している。								
	効率性	・既存の障害者団体への委託料等の実績を基礎に、障害福祉サービス支給決定者数の伸率により交付金額を決定しており、コストは一定している。								
	民間・市町との役割分担	・広域的な課題に要する経費を地域の障害者団体に対して交付するものであり、県が事業主体となることが適当である。								
	受益と負担の適正化									
実施方針	方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し			
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)		延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	障害福祉サービス支給決定者は増加傾向にあり、その行政ニーズも刻々と変化していることから、障害者団体の判断により真に必要な施策を迅速・的確に提供できるよう、事業を継続する。									

事務事業評価資料

施策名		障害者の自立支援		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害者支援課				
事業名		重症心身障害児指導費交付金		担当者電話番号	障害施設係 078-362-3194				
事業目的		重症心身障害児施設における療育体制の確保							
事業内容		重症心身障害児施設に対する運営費助成 ①補助対象者 一定の職員配置基準を満たす重症心身障害児施設、②補助対象経費 施設運営費(基本額：月額32.4千円 加算額：月額7.8千円)、③負担割合 県10/10			事業開始年度	昭和41年度			
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(194,106千円) 194,106千円		(188,982千円) 188,982千円		(189,224千円) 189,224千円			
	人件費②	820千円	従事人員 0.1人	812千円	従事人員 0.1人	801千円	従事人員 0.1人		
	総コスト (①+②)	194,926千円	従事人員 0.1人	189,794千円	従事人員 0.1人	190,025千円	従事人員 0.1人		
事業の目標		入所児の適切な治療と保護が与えられるよう療育体制を確保			[目標設定理由] 入所児の重篤な障害特性に鑑みた看護の実施を図る必要があるため				
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H21	H22	H23
	直接処遇職員を1:1を超えて配置する施設の数	4施設	24年度	4 (48,732千円)	4 (47,449千円)	4 (47,506千円)	100.0%	100.0%	100.0%
評価結果	必要性	・重症心身障害児施設は、職員の配置基準等が示されていないため、入所児に対して適切な治療と保護が与えられるよう療育体制を確保する必要がある。							
	有効性	・人件費を補助することが手厚い職員配置体制を確保するインセンティブとなっており、すべての対象施設での実施が見込まれる。							
	効率性	・新行革プランに基づく見直しの結果、指標1単位あたりのコストは改善した。							
	民間・市町との役割分担	・重症心身障害児施設への入所措置権限は都道府県にあり、県が事業主体となることが適当である。							
	受益と負担の適正化								
方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し			
	廃止	縮小		統合		凍結(休止) 延長 終期設定			
実施手法の見直し内容		市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	新行革プランに基づき、H23に実施手法の見直しを図ったところであり、現行の内容により事業を継続する。								

事務事業評価資料

施策名		障害者の自立支援		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害者支援課				
事業名		障害者就業・生活支援センター事業		担当者電話番号	就労対策担当 078-362-3261				
事業目的		障害者の職業的自立支援							
事業内容		就職や職場定着に必要な日常・生活支援				事業開始年度	平成14年度		
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(19,838千円) 39,675千円		(26,450千円) 52,900千円		(26,240千円) 52,480千円			
	人件費②	820千円	従事人員 0.1人	812千円	従事人員 0.1人	801千円	従事人員 0.1人		
	総コスト (①+②)	40,495千円	従事人員 0.1人	53,712千円	従事人員 0.1人	53,281千円	従事人員 0.1人		
事業の目標		全障害保健福祉圏域（10箇所）に設置			[目標設定理由] 国の「福祉から雇用へ」推進5か年計画に基づき目標を設定				
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率（％）		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	設置箇所数	10ヶ所	23年度	8 (5,062千円)	10 (5,371千円)	10 (5,328千円)	80.0%	100.0%	100.0%
評価結果	必要性	・ 障害者は就職や職場定着支援が困難なケースが多く、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活の支援を行う相談・支援機関が必要である。							
	有効性	・ 障害保健福祉圏域ごとに1ヶ所設置し、障害者の就業及びこれに伴う日常生活、社会生活の支援のために必要な施設として運営している。							
	効率性	国単価を準用した定額委託のため、適正なコスト水準であるが、引き続き効率的な事業実施を図る。							
	民間・市町との役割分担	・ 国の「成長力底上げ戦略」の「福祉から雇用へ」推進5か年計画や「重点施策実施5か年計画」において、平成23年度までに県が条件を満たす法人を指定し、障害保健福祉圏域ごとに1ヶ所設置することとされている。							
	受益と負担の適正化								
方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し			
	廃止	縮小		統合		凍結(休止) 延長 終期設定			
実施方針	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
	説明	障害者の就業及びこれに伴う日常生活、社会生活の支援のために必要な施設として、平成23年度までに障害保健福祉圏域ごとに1ヶ所の設置した。（目標値10か所達成）。							

事務事業評価資料

施策名		障害者の自立支援		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害者支援課					
事業名		知的・精神障害者率先雇用事業		担当者電話番号	就労対策担当 078-362-3261					
事業目的		知的・精神障害者の一般就労への移行などの社会的自立の促進								
事業内容		知的及び精神障害者を一般就労へのステップとして短期雇用			事業開始年度	平成19年度				
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額				
	事業費①	(2,678千円) 5,874千円		(3,197千円) 6,393千円		(3,197千円) 6,393千円				
	人件費②	2,461千円	従事人員 0.3人	2,437千円	従事人員 0.3人	2,402千円	従事人員 0.3人			
	総コスト(①+②)	8,335千円	従事人員 0.3人	8,830千円	従事人員 0.3人	8,795千円	従事人員 0.3人			
事業の目標				率先雇用終了後の一般就労への移行者数拡大		[目標設定理由] 一般就労を希望する障害者の雇用の促進を図るため。				
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)		
			目標値	年度				H22	H23	H24
		一般就労移行者数	10人	24年度	7 (1,191千円)	5 (1,766千円)	10 (880千円)	70.0%	50.0%	100.0%
評価結果	必要性	・市町、民間企業等における障害者の雇用や職場実習の積極的な受入を進めるため、県の率先行動として、知的・精神障害者を実際の職場で短期雇用することが必要である。								
	有効性	・率先雇用終了後の一般就労への移行者数は、年度により応募者の障害程度にばらつきがあるため、H22年度7人、23年度見込5人となっている。H24年度は、障害者就業・生活支援センターとの連携や各県民局に設置する障害者就労定着サポーターの支援により、一般就労をめざす潜在候補者を発掘していく。								
	効率性	・一般就労移行者数は年度により変動はあるが、指標1単位あたりのコストは概ね改善している。								
	民間・市町との役割分担	・県が市町、民間等での雇用促進を図るために率先して実施する事業である。								
	受益と負担の適正化									
方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し				
	廃止	縮小		統合		凍結(休止)		延長		終期設定
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他			
説明	障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者の一般就労移行を一層促進する必要があることから、引き続き事業を継続する。									

事務事業評価資料

施策名		障害者の自立支援		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害者支援課					
事業名		精神障害者社会適応訓練事業		担当者電話番号	就労対策担当 078-362-3261					
事業目的		精神障害者の一般就労への移行など社会的自立を促進								
事業内容		協力事業所に委託し、社会適応訓練事業を実施 ※実習型1千円/日 雇用指向型2千円/日				事業開始年度	昭和47年度			
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額				
	事業費①	(4,308千円) 14,973千円		(10,580千円) 20,638千円		(9,083千円) 9,083千円				
	人件費②	1,641千円	従事人員 0.2人	1,624千円	従事人員 0.2人	1,602千円	従事人員 0.2人			
	総コスト (①+②)	16,614千円	従事人員 0.2人	22,262千円	従事人員 0.2人	10,685千円	従事人員 0.2人			
事業の目標		訓練生数の拡大			[目標設定理由] 一般就労が困難な精神障害者について企業での雇用を促進するため					
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率 (%)		
			目標値	年度				H22	H23	H24
		訓練生数	100人	24年度	87 (191千円)	120 (186千円)	100 (107千円)	67.0%	92.3%	100.0%
評価結果	必要性	・精神障害者について理解のある民間企業（協力事業所）での一定期間の訓練により、一般就労に必要な集中力、対人能力、仕事に対する持久力を養うことが必要である。								
	有効性	・障害者の障害特性や状態により対応した内容の訓練を実施できる。								
	効率性	・指標1単位あたりのコストは改善している。								
	民間・市町との役割分担	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の規定により、都道府県が実施することとされている。								
	受益と負担の適正化	・精神障害者社会適応訓練事業と同様の国の障害者委託訓練事業において、障害者から訓練費用を徴収していないことから、同様の取扱とし、訓練生からは訓練費用を徴収していない。								
実施方針	方向性	新規	拡充		継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小		統合	凍結(休止)	延長		終期設定	
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	H21年度に訓練内容を実習型と雇用指向型に区分し、協力事業主に対する協力奨励金をそれぞれ1,000円、2,000円に設定するなど一般就労に向けたステップアップ方式に改善しており、今後はさらに、ハローワーク等の関係機関とも連携し、利用者ニーズにあった事業を展開する。									

事務事業評価資料

施策名		障害者の自立支援		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害者支援課					
事業名		障害者しごと支援事業		担当者電話番号	就労対策担当 078-362-3261					
事業目的		障害者の一般就労の促進								
事業内容		①一般就労に向けたインターンシップの実施 ②しごと開拓推進員による授産製品の販路拡大				事業開始年度	平成14年度			
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額				
	事業費①	(8,912 千円) 17,823 千円		(6,835 千円) 15,109 千円		(6,725 千円) 13,451 千円				
	人件費②	1,641 千円	従事人員 0.2人	1,624 千円	従事人員 0.2人	1,602 千円	従事人員 0.2人			
	総コスト (①+②)	19,464 千円	従事人員 0.2人	16,733 千円	従事人員 0.2人	15,053 千円	従事人員 0.2人			
事業の目標		インターンシップ訓練生数の拡大			<small>【目標設定理由】</small> 一般就労を希望する障害者が企業等で就労体験を行う機会を広く提供することにより、障害者雇用を促進するため。					
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率 (%)		
			目標値	年度				H22	H23	H24
		インターンシップ事業訓練生数	60人	23年度	56 (348 千円)	64 (261 千円)	60 (251 千円)	93.3%	106.7%	100.0%
評価結果	必要性	・障害者の一般就労を促進するためには、企業等でインターンシップを行い、雇用される側とする側がともに実践的訓練をすることが必要である。 ・小規模作業所等の運営基盤を強化するためには、安定的な受注販売の仕組みづくりを進めるとともに作業技術の向上等に取り組むことが必要である。								
	有効性	・インターンシップの実施状況は順調に増加している。								
	効率性	・H20年度にインターンシップ事業に係るコーディネーターの勤務態勢の見直し等を行った結果、指標1単位あたりのコストは改善している。								
	民間・市町との役割分担	・障害者の一般就労移行及び授産製品の販路拡大について、地域格差が生じないよう広域的な調整が必要なため、県が事業主体となり、兵庫セルブセンターに委託して実施している。								
	受益と負担の適正化	・インターンシップ事業と同様の制度である国の障害者委託訓練事業において、障害者から訓練費用を徴収していないことから、同様の取扱としている。								
実施方針	方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し			
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)		延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
	説明	障害者が、地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者の一般就労移行・福祉的就労の充実を一層促進する必要があることから、引き続き事業を継続する。								

事務事業評価資料

施策名		障害者の自立支援		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害者支援課					
事業名		授産製品高度化・販路拡大事業		担当者電話番号	就労対策担当 078-362-3261					
事業目的		障害者の福祉的就労の促進								
事業内容		「スイーツ甲子園」を核とした授産製品の販路拡大				事業開始年度	平成21年度			
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額				
	事業費①	(0千円) 7,980千円		(0千円) 10,794千円		(907千円) 15,263千円				
	人件費②	1,641千円	従事人員 0.2人	1,624千円	従事人員 0.2人	1,602千円	従事人員 0.2人			
	総コスト (①+②)	9,621千円	従事人員 0.2人	12,418千円	従事人員 0.2人	16,865千円	従事人員 0.2人			
事業の目標		兵庫県の工賃向上			【目標設定理由】 関西域での「スイーツ甲子園」の出展作品を「関西商談会」の出展につなげ、工賃向上を目指すものであるため。					
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率 (%)		
			目標値	年度				H22	H23	H24
		兵庫県の工賃	12,175円	24年度	11,477 (1千円)	11,821 (1千円)	12,175 (1千円)	94.2%	97.1%	100.0%
評価結果	必要性	・小規模作業所等の運営基盤の確立・強化を図るため、商品企画・製造から販売までの一貫した技術支援を行い、関西域での「スイーツ甲子園」の出品作品を「関西商談会」につなげ、工賃向上を目指す。								
	有効性	・関西域での「スイーツ甲子園」の出品作品を「関西商談会」につなげ、工賃向上を図る。								
	効率性	・関西府県と連携し、製品の質向上、販路拡大を図るもので、効率性の向上も進めていく。								
	民間・市町との役割分担	・障害者の授産製品の販路拡大について、地域格差が生じないよう広域的な調整が必要なため、県が事業主体となり、兵庫セルフセンターに委託して実施している。								
	受益と負担の適正化									
実施方針	方向性	新規	拡充		継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
実施方針	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
	説明	障害者が、地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者の福祉的就労の充実を一層促進する必要があることから、「スイーツ甲子園」を関西府県と連携して実施するなど、引き続き事業を継続する。								

事務事業評価資料

施策名		障害者の自立支援		所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害者支援課・障害福祉課、社会福祉局高齢社会課						
事業名		介護職員等医療的ケア実施研修事業		担当者電話番号	障害施設係078-362-3194 障害政策係078-362-9105 介護事業者係078-362-9117 高齢施設係078-362-3189						
事業目的		たん吸引等が必要な高齢者・障害者に適切な医療的ケアを行える介護職員等の養成									
事業内容		①基本研修・実地研修の実施、②研修講師養成のための中央研修への看護師派遣			事業開始年度	平成23年度					
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額					
	事業費①	(0千円) 0千円		(0千円) 30,000千円		(0千円) 15,915千円					
	人件費②	従事人員	0.0人	従事人員	3,249千円	従事人員	0.4人	従事人員	3,203千円	従事人員	0.4人
	総コスト(①+②)	従事人員	0.0人	従事人員	33,249千円	従事人員	0.4人	従事人員	19,118千円	従事人員	0.4人
事業の目標		高齢者・障害者の施設・在宅での生活を支える医療・介護の安心確保			[目標設定理由] たん吸引等が必要な高齢者・障害者に対して必要なケアをより安全に提供する必要があるため						
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)			
			目標値	年度				H22	H23	H24	
		養成人員	150人	24年度	- (0千円)	144 (231千円)	150 (127千円)	-	96.0%	100.0%	
評価結果	必要性	・介護現場等におけるたん吸引等のニーズや実態を踏まえ、必要な人に必要なサービスを安全かつ速やかに提供する必要がある。									
	有効性	・今後、さらに医療ニーズが高い高齢者・障害者が増加することが見込まれることから、適切にたん吸引等を行うことができる介護職員等を養成することは、施設・在宅での生活を支える医療・介護の安心確保に寄与する。									
	効率性	・ノウハウを有する県看護協会に委託実施することにより研修を効率的に実施できる。									
	民間・市町との役割分担	・国通知等により、県が事業主体となって、事業実施することとされている。(事業運営が適切に実施できる団体へ委託可)									
	受益と負担の適正化	・受講者から応分の受講料を徴収することにより、受益と負担の適正化を図っている。									
実施方針	方向性	新規	拡充		継続	実施手法の見直し					
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定				
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他			
説明	高齢者・障害者の施設・在宅での生活を支える医療・介護の安心確保に資するため実施する。										

事務事業評価資料

施策名	福祉基盤の充実（福祉サービスの充実）		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局福祉法人課					
事業名	福祉人材確保対策事業		担当者電話番号	福祉人材育成係 078-362-4086					
事業目的	①雇用のミスマッチ解消による、福祉関連業種の安定的な運営の実現 ②新規養成・潜在的有資格者等による福祉人材の確保								
事業内容	①福祉人材センターの運営支援、②小規模事業所の人材確保支援、③就労希望者の職場体験、④人材養成研修等			事業開始年度	平成3年度				
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(14,701 千円) 111,798 千円		(14,701 千円) 375,703 千円		(13,150 千円) 43,926 千円			
	人件費②	4,922 千円	従事人員 0.6人	5,685 千円	従事人員 0.7人	4,004 千円 従事人員 0.5人			
	総コスト (①+②)	116,720 千円	従事人員 0.6人	381,388 千円	従事人員 0.7人	47,930 千円 従事人員 0.5人			
事業の目標	若年層、潜在的有資格者、他業種の離職者等多様な人材の参入促進			[目標設定理由] 少子高齢化の進行が見込まれる中、質の高い人材を安定的に確保していくため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H22	H23	H24
		福祉人材確保数 (H21～25)	30,000人 25年度	20,600 (11 千円)	23,000 (159 千円)	26,500 (13 千円)	68.7%	76.7%	88.3%
評価結果	必要性	・少子高齢化により、労働力人口が減少する一方で、福祉・介護サービスは増大が見込まれ、質の高い人材を安定的に確保するための取組が必要							
	有効性	・有効求人倍率が悪化しているのは、サービス需要増等に伴い求人数が増える一方、厳しい労働環境等イメージ悪化により求職者数が減少しているためである。 ・就職相談会等を各地で開催し参加機会を増やすとともに、福祉職場での体験機会を確保することなどにより、雇用のミスマッチ改善や福祉人材の確保に一定の成果が上がっている。							
	効率性	・平成22年度は、目標数を大きく上回る10,500人の人材を確保できた。その結果、平成22年度の1単位当たりコストは極めて低い値となった。 ・平成23年度は、他産業での雇用情勢もゆるやかに改善するなど福祉人材の確保にとって大きなプラス要因がない中で、必要な量を確保するとともに、21・22年度に大幅に増えた入職者の職場定着・キャリアアップを図っていくために事業を拡充した結果、1単位当たりコストが大幅に上昇した。 ・平成24年度の1単位当たりコストは、平成23年度と比べて低減し、効率化が図られている。							
	民間・市町との役割分担	・福祉人材の不足は全県的な課題であり、県が広域的な視点に立って対策を実施する。 ・人材養成研修等の実施にあたっては、職能団体や人材養成校に委託することで、民間のノウハウを有効活用する。							
	受益と負担の適正化	・合同就職説明会では、事業者から出展料を徴収し、適正な受益者負担を求めている。 ・国の臨時特例交付金を活用して実施する事業については、国提示の補助限度額の範囲内で事業を行うため、それを超える分については事業者の負担である。							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 凍結(休止)	実施手法の見直し 延長 終期設定				
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	人材不足を解消するため、福祉人材センターによる事業に加え、平成24年度まで延長された障害者自立支援特別対策事業基金を活用し、失業者の再就労支援や学生の福祉・介護サービス分野への参入促進など事業の重点化を図り、引き続き福祉人材確保対策を推進する。								

事務事業評価資料

施策名	福祉基盤の充実（福祉サービスの充実）		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局福祉法人課					
事業名	民間社会福祉施設運営支援事業		担当者電話番号	福祉人材育成係 078-362-4086					
事業目的	職員を配置基準以上に配置している民間社会福祉施設に対して、人件費を支援することにより、利用者の処遇向上を図る								
事業内容	民間社会福祉施設の人件費の一部を補助 ①対象者 県認可の民間社会福祉施設 ②対象経費 配置基準以上に加配した職員の人件費の一部 ③負担割合 県10/10			事業開始年度	昭和42年度				
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(386,713千円) 386,713千円		(378,638千円) 378,638千円		(383,868千円) 383,868千円			
	人件費②	2,461千円	従事人員 0.3人	2,437千円	従事人員 0.3人	2,402千円 従事人員 0.3人			
	総コスト (①+②)	389,174千円	従事人員 0.3人	381,075千円	従事人員 0.3人	386,270千円 従事人員 0.3人			
事業の目標	全施設における職員加配の実施			[目標設定理由] 施設利用者の処遇向上につながる職員加配は全施設で実施されることが望ましいため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	実施施設数	426カ所	24年度	387 (1,006千円)	413 (923千円)	426 (907千円)	90.8%	96.9%	100.0%
評価結果	必要性	・利用者処遇の向上を図るためには、サービスの直接の担い手である職員を手厚く配置することへの支援が必要である。							
	有効性	・職員加配を実施している施設数は増加傾向にあり、利用者処遇向上を可能とする体制が強化されてきている。							
	効率性	・新行革プラン、第2次行革プランに基づく見直しにより、指標1単位あたりのコストは減少しており、事業の効率化が図られている。							
	民間・市町との役割分担	・県認可の民間施設を交付対象としており、県が事業主体となることが適当である。 ・職員配置基準に応じ交付金の対象とする人数の上限を設定しており、それを超える部分は事業者の負担である。							
	受益と負担の適正化								
方向性	新規	拡充		継続	実施手法の見直し				
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	新行革プラン実施時の見直しに続き、第2次行革プランにおいても実施方法を見直し、より簡便な算定方法に変更したところである。 24年度も、利用者の処遇向上のため、引き続き同様の方法により実施する。								

事務事業評価資料

施策名	福祉基盤の充実（福祉サービスの充実）			所管部局課名	健康福祉部社会福祉局福祉法人課				
事業名	日常生活自立支援事業			担当者電話番号	福祉人材育成係 078-362-4086				
事業目的	高齢者・障害者の権利擁護、福祉サービス利用の援助								
事業内容	①高齢者・障害者権利擁護センターの運営 ②地域における福祉サービス利用援助(市町社協委託事業)				事業開始年度	平成11年度			
事業に要するコスト	区 分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(46,287千円) 92,574千円		(43,649千円) 89,936千円		(50,364千円) 100,728千円			
	人件費②	2,461千円	従事人員 0.3人	2,437千円	従事人員 0.3人	2,402千円	従事人員 0.3人		
	総コスト (①+②)	95,035千円	従事人員 0.3人	92,373千円	従事人員 0.3人	103,130千円	従事人員 0.3人		
事業の目標	福祉サービス利用援助を必要とするすべての人がサービスを利用できる体制の整備				[目標設定理由] 福祉サービス利用援助を必要とするすべての人がサービスを利用できる体制を整備しなければ、権利擁護が図られないため。				
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	福祉サービス利用援助事業契約数(神戸市を除く)	680件	24年度	558 (170千円)	600 (154千円)	680 (152千円)	82.1%	88.2%	100.0%
評価結果	必要性	・福祉サービスの利用が措置から契約制度に転換したことから、判断能力が不十分な高齢者や障害者の福祉サービス利用に対する支援が必要である。							
	有効性	・福祉サービス利用援助事業契約数は増加傾向にあり、高齢者・障害者の権利擁護体制が強化されてきている。							
	効率性	・福祉サービス利用援助事業契約数は増加傾向にあり、指標1単位あたりのコストは改善している。							
	民間・市町との役割分担	・社会福祉法の規定により、県社協が市町社協その他の者と協力して事業を実施している。 ・県は事業実施に要する経費を補助している。							
	受益と負担の適正化	・サービス利用者から一定の自己負担を求めており、受益と負担の適正化が図られている。							
実施方針	方向性	新規	拡充		継続	実施手法の見直し			
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	高齢者や障害者の福祉サービス利用を支援する事業として社会福祉法に規定された事業であることから、継続して実施する。								

事務事業評価資料

施策名	福祉サービスの充実		所管部局課名	健康福祉部こども局児童課・社会福祉局高齢社会課・障害福祉局障害支援課						
事業名	社会福祉施設整備費補助事業		担当者電話番号	児童施設係078-362-3198・高年施設係078-362-3189・障害施設係078-362-3194						
事業目的	①老人福祉基盤施設の整備 ②障害福祉基盤施設の整備 ③児童福祉基盤施設の整備									
事業内容	社会福祉施設の整備費の一部を助成 ①補助対象者 社会福祉法人等、②補助対象経費 施設整備費の一部、③補助額 老人：特養2,700千円/床・老健25,000千円/施設 障害・児童：補助基準額の2/3(国1/2・県1/4)			事業開始年度	昭和41年度					
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算予算額	平成23年度当初予算額	平成24年度当初予算額						
	事業費①	(1,686千円) 927,457千円	(82,803千円) 1,266,847千円	(90,784千円) 1,883,646千円						
	人件費②	8,204千円 従事人員 1.0人	8,122千円 従事人員 1.0人	8,008千円 従事人員 1.0人						
	総コスト(①+②)	935,661千円 従事人員 1.0人	1,274,969千円 従事人員 1.0人	1,891,654千円 従事人員 1.0人						
事業の目標	①要介護2～5認定者の37%相当が施設サービスを利用するものとして整備目標値を設定			[目標設定理由] 県老人福祉計画による						
	②障害福祉サービス基盤の整備			[目標設定理由] 県障害福祉計画による						
	③要保護児童の健全育成を図るための基盤の整備			[目標設定理由] 施設整備の必要量調査による						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H22	H23	H24	
	老人福祉基盤施設の整備量(床数)	39,812床	26年度	34,326 (27千円)	35,598 (36千円)	36,965 (51千円)	97.6%	101.2%	92.8%	
	障害福祉基盤施設の整備量(日中活動系サービス利用定員数)	21,400人	26年度	8,915 (105千円)	11,462 (111千円)	17,981 (105千円)	41.7%	53.6%	84.0%	
児童福祉基盤施設の整備量(新築・老朽改修)	毎年度2箇所程度の改修を実施	23年度	1 (935,661千円)	2棟 (637,485千円)	1棟 (1,891,654千円)	150.0%	100.0%	50.0%		
評価結果	必要性	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化の進展に伴い、常時介護を必要とする高齢者が増加することから、引き続き介護基盤整備を進めることが必要である。 障害者に対する日中活動サービスの充実やグループホーム等の居住の場の確保を図るため、基盤整備を進めることが必要である。 保護の必要な児童の健全育成を図るため、基盤整備を進めることが必要である。 災害時に倒壊等の危険性のある障害福祉サービス事業所等の耐震化を進める必要がある。 家庭的な療育環境の提供や3障害に対応とにかちケアや自立支援に向けた支援をするために障害児入所施設の機能強化が必要である。 身近な地域において、障害児の早期支援ができるように児童発達支援センターの整備促進が必要である。 								
	有効性	・計画的に補助を進めており、整備量は着実に増加している。								
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉基盤施設については、1床当たり単価を定めており、障害福祉基盤施設、児童福祉基盤施設については、国庫補助単価が定められているため、実質的なコストは一定している。 								
	民間・市町との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉施設については、定員29名以下の地域密着型施設については県基金を財源に市町を経由した間接補助として、また、定員30名以上の広域施設については県の直接補助補助として交付している。 障害者・児童施設については、国庫補助金に対して都道府県が随伴することが義務づけられている。 国が提示する補助基準額を超える部分は事業者負担である。 								
	受益と負担の適正化	・老人福祉施設の居室部分については、入所者の費用負担によることとして、補助対象外としている。								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し					
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	各分野の事業計画で必要と見込まれる量の施設基盤の整備を着実に進めるため、引き続き事業を継続する。障害福祉サービス事業所等の耐震化、機能強化整備事業については、国の補助制度創設に伴い新たに実施する。									

事務事業評価資料

施策名	福祉基盤の充実（福祉サービスの充実）		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局医療保険課						
事業名	重度障害者児医療費公費負担助成事業		担当者電話番号	医療福祉係 078-362-3190						
事業目的	重度障害者が必要な医療を受ける機会を確保									
事業内容	医療保険による給付が行われた場合、自己負担額から一部負担金を控除した額を助成 ①補助対象者 重度心身障害者児（身体：1～2級、知的：重度、精神：1級）、②補助対象経費 医療保険による自己負担額（1～3割）と一部負担金の差額、③負担割合 県1/2・市町1/2、④一部負担金 通院600円・入院1割			事業開始年度	昭和48年度					
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額	平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額					
	事業費①	(5,544,106千円) 5,544,106千円	(5,468,992千円) 5,468,992千円		(5,469,909千円) 5,469,909千円					
	人件費②	4,102千円	従事人員 0.5人	4,061千円	従事人員 0.5人	4,004千円 0.5人				
	総コスト (①+②)	5,548,208千円	従事人員 0.5人	5,473,053千円	従事人員 0.5人	5,473,913千円 0.5人				
事業の目標	福祉医療制度の持続可能で安定的な運営を通じ必要なときに必要な医療が受けられる環境整備を行う			[目標設定理由] 経済的な理由により必要な医療が受けられないことによる、疾病の重症化を防ぐ						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率 (%)			
		目標値	年度				H22	H23	H24	
	事業実施市町数	41 市町	24年度	41 (135,322千円)	41 (133,489千円)	41 (133,510千円)	100.0%	100.0%	100.0%	
評価結果	必要性	・ 障害者福祉の向上を図る必要がある。								
	有効性	・ 必要なときに必要な医療が受けられる環境が整備されており、有効である。								
	効率性	・ 指標一単位あたりのコストは医療費の実績に連動するものであり、実質的なコストは一定である。								
	民間・市町との役割分担	・ 県と市町の協同事業として実施しており、適切な役割分担が図られている。								
	受益と負担の適正化	・ 他の障害者制度の状況を踏まえた所得制限・一部負担額を設定しており、受益と負担の適正化が図られている。								
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	凍結(休止)	延長	実施手法の見直し 終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
	説明	第2次行革プランを踏まえ、平成24年7月から所得判定方法を見直す(世帯の最上位所得者→世帯合算)。								

事務事業評価資料

施策名	福祉基盤の充実（福祉サービスの充実）		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局医療保険課					
事業名	老人医療費公費負担助成事業		担当者電話番号	医療福祉係 078-362-3190					
事業目的	高齢者が必要な医療を受ける機会を確保								
事業内容	医療保険による給付が行われた場合、自己負担額から一部負担金を控除した額を助成 ①補助対象者 65～69歳、②補助対象経費 医療保険による自己負担額(3割)と一部負担金の差額、③負担割合 県1/2～2/3・市町1/3～1/2、④一部負担金 2割または1割(所得状況に応じて)				事業開始年度	昭和46年度			
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(1,488,187千円) 1,488,187千円		(1,139,880千円) 1,139,880千円		(864,211千円) 864,211千円			
	人件費②	4,102千円	従事人員 0.5人	4,061千円	従事人員 0.5人	4,004千円 従事人員 0.5人			
	総コスト(①+②)	1,492,289千円	従事人員 0.5人	1,143,941千円	従事人員 0.5人	868,215千円 従事人員 0.5人			
事業の目標	福祉医療制度の持続可能で安定的な運営を通じ必要なときに必要な医療が受けられる環境整備を行う			[目標設定理由] 経済的な理由により必要な医療が受けられないことによる、疾病の重症化を防ぐ					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	事業実施市町数	41市町	24年度	41 (36,397千円)	41 (27,901千円)	41 (21,176千円)	100.0%	100.0%	100.0%
評価結果	必要性	・高齢者福祉の向上を図る必要がある。							
	有効性	・必要なときに必要な医療が受けられる環境が整備されており、有効である。							
	効率性	・指標一単位あたりのコストは医療費の実績に連動するものであり、実質的なコストは一定である。							
	民間・市町との役割分担	・県と市町の協同事業として実施しており、適切な役割分担が図られている。							
	受益と負担の適正化	・他の福祉医療制度を踏まえた所得制限・一部負担額を設定しており、受益と負担の適正化が図られている。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	新行革プランに基づく見直しを踏まえ引き続き事業を継続する。								

事務事業評価資料

施策名	福祉基盤の充実（福祉サービスの充実）		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局医療保険課					
事業名	母子家庭等医療費公費負担助成事業		担当者電話番号	医療福祉係 078-362-3190					
事業目的	母子家庭等が必要な医療を受ける機会を確保								
事業内容	医療保険による給付が行われた場合、自己負担額から一部負担金を控除した額を助成 ①補助対象者 母子家庭等の母等及び高校生以下の子、②補助対象経費 医療保険による自己負担額(1~3割)と一部負担金の差額、③負担割合 県2/5~2/3・市町1/3~3/5、④一部負担金 通院600円・入院1割			事業開始年度	昭和54年度				
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額	平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額				
	事業費①	(1,009,065 千円) 1,009,065 千円	(943,754 千円) 943,754 千円		(1,042,266 千円) 1,042,266 千円				
	人件費②	4,102 千円	従事人員 0.5人	4,061 千円	従事人員 0.5人	4,004 千円 従事人員 0.5人			
	総コスト (①+②)	1,013,167 千円	従事人員 0.5人	947,815 千円	従事人員 0.5人	1,046,270 千円 従事人員 0.5人			
事業の目標	福祉医療制度の持続可能で安定的な運営を通じ必要となるときに必要な医療が受けられる環境整備を行う			[目標設定理由]経済的な理由により必要な医療が受けられないことによる、疾病の重症化を防ぐ					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	事業実施市町数	41 市町	24年度	41 (24,711 千円)	41 (23,117 千円)	41 (25,519 千円)	100.0%	100.0%	100.0%
評価結果	必要性	・母子家庭等の福祉の向上を図る必要がある。							
	有効性	・必要となるときに必要な医療が受けられる環境が整備されており、有効である。							
	効率性	・指標一単位あたりのコストは医療費の実績に連動するものであり、実質的なコストは一定である。							
	民間・市町との役割分担	・県と市町の協同事業として実施しており、適切な役割分担が図られている。							
	受益と負担の適正化	・他の福祉医療制度を踏まえた所得制限・一部負担額を設定しており、受益と負担の適正化が図られている。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	新行革プランに基づく見直しを踏まえ引き続き事業を継続する。								

事務事業評価資料

施策名	福祉基盤の充実（福祉サービスの充実）		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局医療保険課						
事業名	特定健康診査等事業費補助		担当者電話番号	医療係 078-362-3209						
事業目的	平成20年度から保険者に義務づけられた特定健康診査・保健指導を円滑に実施する。									
事業内容	財政力の低い国民健康保険組合に対して、特定健康診査等に要する経費の一部を補助する。			事業開始年度	平成21年度					
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額				
	事業費①	(9,800千円) 9,800千円		(9,800千円) 9,800千円		(9,800千円) 9,800千円				
	人件費②	1,641千円	従事人員 0.2人	1,625千円	従事人員 0.2人	1,602千円 従事人員 0.2人				
	総コスト(①+②)	11,441千円	従事人員 0.2人	11,425千円	従事人員 0.2人	11,402千円 従事人員 0.2人				
事業の目標	補助対象の国保組合における特定健康診査受診率の向上			【目標設定理由】 特定健康診査・保健指導の事業評価指標であるため						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H22	H23	H24	
		補助対象の国保組合における特定健康診査受診率	70%	H24	23.6% (9,800千円)	27.5% (9,800千円)	70% (9,800千円)	33.7	39.3	100
評価結果	必要性	市町国保が実施する特定健康診査等に対しては、国・県からそれぞれ補助基準額の1/3相当額の負担金が助成されているが、国保組合に対しては国からの補助金のみであり、平成24年度における目標達成のためには、財政力の特に脆弱な組合に助成を行う必要がある。								
	有効性	今年度の特定健康診査等の事業実績は、前年度に比べて増加（健診受診者H22実績11,712人→H23見込14,537人）の見込みで受診率向上に向けて取り組んでおり、有効である。								
	効率性	国庫補助事業と連動して事業実施しており、実質的コストは一定である。								
	民間・市町との役割分担	国民健康保険組合は、「高齢者の医療の確保に関する法律」(H20制定)に基づき、医療保険者の義務として自らが事業主体として特定健康診査等を実施することとなっている。								
	受益と負担の適正化	当事業費補助は、実質的公平の観点から財政力の弱い国民健康保険組合に対して行うものであり、著しく不公平な受益は発生しないものと考えられる。								
実施方針	方向性	新規	拡充		継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
	説明	特定健診受診率の目標達成に向け引き続き事業を継続する。								

事務事業評価資料

施策名	福祉基盤の充実（家庭内暴力対策の推進）		所管部局課名	健康福祉部こども局児童課						
事業名	児童虐待防止対策体制強化事業		担当者電話番号	児童福祉係 078-362-3182						
事業目的	①児童虐待の防止 ②児童虐待事案への的確な対応 ③家庭復帰後のフォローアップ									
事業内容	①こども家庭センターの相談機能の強化、②重大困難事案への適切な対応、②虐待した親等への家族再生指導、③児童虐待24時間ホットラインの設置運営、④児童家庭支援センターの設置運営支援 等			事業開始年度	昭和23年度					
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額				
	事業費①	(131,911 千円) 211,520 千円		(127,922 千円) 218,682 千円		(129,886 千円) 236,677 千円				
	人件費②	20,510 千円	従事人員 2.5人	20,305 千円	従事人員 2.5人	20,020 千円 従事人員 2.5人				
	総コスト (①+②)	232,030 千円	従事人員 2.5人	238,987 千円	従事人員 2.5人	256,697 千円 従事人員 2.5人				
事業の目標	① こども家庭センターでの児童虐待相談での適切な対応の実施			[目標設定理由] 児童の健全育成の観点から、全ての児童虐待相談への適切な対応が必要なため						
	② 虐待の再発防止のための的確な家族再生指導の実施			[目標設定理由] 保護された児童が家庭へ戻るために親等への家族再生指導の実施が必要なため						
	③ 地域での相談体制の充実			[目標設定理由] 虐待の防止には地域での取組み強化が必要なため						
事業目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率 (%)			
		目標値	年度				H22	H23	H24	
	こども家庭センターでの児童虐待相談件数	前年度並みの相談件数	24年度	1,688 (137 千円)	1,660 (144 千円)	1,660 (155 千円)	101.7%	100.0%	100.0%	
	虐待した親への指導件数	前年度並みの指導件数	24年度	316 (734 千円)	320 (747 千円)	320 (802 千円)	98.8%	100.0%	100.0%	
児童家庭支援センター延べ相談件数	前年度並みの相談件数 (1カ所当たり)	24年度	9,007 (26 千円)	9,500 (25 千円)	9,500 (27 千円)	94.8%	100.0%	100.0%		
評価結果	必要性	・児童虐待事案防止のための対策の推進及びこども家庭センター強化を図ることが必要である。 ・児童虐待防止法が改正され、こども家庭センターの立入調査権限等が強化されたことに的確に対応することが必要である。								
	有効性	・虐待相談に対する体制を整備し、相談・指導件数は前年度並みが見込まれ、適切に対応できている。								
	効率性	・23年度は、前年度に比べて、虐待通告件数が横ばいであるが、こども家庭センターの体制強化を行ったため、コストは増加している。 ・24年度には、虐待事案の重度化・複雑化に対応するため、心理担当職員の増員等により相談体制を強化することとしており、1指標あたりのコストが増加している。								
	民間・市町との役割分担	・比較的軽度な案件を取り扱う第一義的な窓口は市町、重度・困難事案については県（こども家庭センター）という役割分担を基本に、児童家庭支援センター（民間児童養護施設附置）が、24時間365日の体制で県・市町の相談支援をフォローアップしている。								
	受益と負担の適正化									
実施方針	方向性	新規	（ <u>拡充</u> ）		継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	複雑、多様化する児童虐待事案に対応するため、こども家庭センターの体制を強化する（心理担当職員7名→11名、 <u>新</u> 市町・県連携アドバイザー5名）。									

事務事業評価資料

施策名		福祉基盤の充実（家庭内暴力対策の推進）		所管部局課名	健康福祉部こども局児童課					
事業名		女性保護事業推進費		担当者電話番号	児童施設係 内線2983					
事業目的		①要保護女子等にかかる相談・更生指導 ②配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護								
事業内容		要保護女子及び配偶者からの暴力被害者に対する相談、自立支援に向けた助言指導・情報提供等			事業開始年度	昭和31年度				
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額				
	事業費①	(25,453千円) 30,073千円		(25,926千円) 30,546千円		(26,487千円) 31,114千円				
	人件費②	820千円	従事人員 0.1人	812千円	従事人員 0.1人	801千円	従事人員 0.1人			
	総コスト(①+②)	30,893千円	従事人員 0.1人	31,358千円	従事人員 0.1人	31,915千円	従事人員 0.1人			
事業の目標		①相談業務の適切な実施			[目標設定理由]女性相談員の業務目標であるため					
		②一時保護業務の適切な実施			[目標設定理由]女性保護業務嘱託員、同伴児対応指導員、嘱託医の業務目標であるため					
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)		
			目標値	年度				H22	H23	H24
		女性相談員による相談件数(平日)	前年度並みの相談件数	24年度	1,951 (0千円)	2,000 (0千円)	2,000 (0千円)	97.5%	100.0%	100.0%
		一時保護件数	前年度並みの相談件数	24年度	292 (0千円)	320 (0千円)	320 (0千円)	91.2%	100.0%	100.0%
評価結果	必要性	売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、女性家庭センターにおける相談事業を行うため、また一時保護所を運営するために必要な体制整備が必要である。								
	有効性	相談件数及び一時保護件数は増加傾向にあるが、必要事案への適切な対応が実施できている。								
	効率性	従前から最低限の人員体制で対応している。								
	民間・市町との役割分担	売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律により、相談業務及び一時保護業務は県の役割となっている。								
	受益と負担の適正化									
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し					
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	相談件数及び一時保護件数が年々増加し、重篤事案も増加する状況にあるため、引き続き事業を継続する必要がある。									

事務事業評価資料

施策名	福祉基盤の充実（人権啓発施策の推進）		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局人権推進課						
事業名	人権文化をすすめる県民運動推進市町補助		担当者電話番号	啓発係 078-362-9135						
事業目的	「人権文化をすすめる県民運動」を全県的に展開するため、市町の人権啓発事業に対し補助する。									
事業内容	市町の人権啓発事業に対する補助 ①補助対象者 市町、②補助対象経費 市町単独で実施する人権啓発事業費の一部、③補助率 1/3			事業開始年度	昭和54年度					
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額				
	事業費①	(20,656千円) 20,656千円		(20,750千円) 20,750千円		(20,950千円) 20,950千円				
	人件費②	2,461千円	従事人員 0.3人	2,437千円	従事人員 0.3人	2,402千円 0.3人				
	総コスト(①+②)	23,117千円	従事人員 0.3人	23,187千円	従事人員 0.3人	23,352千円 0.3人				
事業の目標	①人権尊重の理念が、生活文化として県民に定着している社会をめざす。			[目標設定理由]人権侵害のない社会を実現するためには人権尊重の理念の浸透を図ることが必要。						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率 (%)			
		目標値	年度				H22	H23	H24	
		不当な差別がない社会だと思ふ人の割合(美しい兵庫指標)	50%	H27	21.60% (1,069千円)	23.80% (1,080千円)	30.35% (764千円)	43.2%	47.6%	60.7%
評価結果	必要性	・近年、ますます、複雑かつ多様化している様々な人権問題を解決するためには、引き続き、市町が地域に密着して実施する人権啓発事業に補助を行い、県と市町が一体となって「人権文化をすすめる県民運動」を全県的に展開することが必要である。								
	有効性	・指標の数値は上昇しており、事業は有効である。 ・全県的な県民運動として実施するにあたり、市町へ補助することにより、市町が地域に密着したきめ細かい事業を行うことができることから、県が直接執行するより、はるかに有効かつ効率的な事業が実施できる。								
	効率性	・H20及びH23に事業見直しを行ったことにより、指標1単位あたりのコストは低下しており、事業の効率化が図られている。								
	民間・市町との役割分担	・市町における事業の定着状況を踏まえ、平成20年度より補助率を、1/2→1/3に見直し、さらに平成23年度には、市町の人口規模に応じた補助基準単価に見直したところであり、適正な役割分担が図られている。								
	受益と負担の適正化									
実施方針	方向性	新規	拡充		継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	引き続き県と市町が一体となって「人権文化をすすめる県民運動」を全県的に展開することが必要であることから、事業を継続する。									

事務事業評価資料

施策名	福祉基盤の充実（人権啓発施策の推進）		所管部局課名	健康福祉部社会福祉局人権推進課					
事業名	人権ネットワーク事業		担当者電話番号	啓発係 078-362-9135					
事業目的	①関係機関・団体の連携を強化し、人権相談から保護・救済へと速やかにつなぐ。 ②人権に関わりの深い様々な職種従事者に対する研修を行い、人権課題の多様化に対応する。 ③人権に関する幅広い情報を県民等に対して提供し、県民の人権意識の高揚等を図る。								
事業内容	①人権ネットの運営(年4回)、②人権啓発研修の実施、③「人権ジャーナルきずな」の発行(毎月)			事業開始年度	昭和51年度				
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(258千円) 8,974千円		(237千円) 9,653千円		(195千円) 8,700千円			
	人件費②	14,767千円	従事人員 1.8人	14,620千円	従事人員 1.8人	14,414千円 従事人員 1.8人			
	総コスト(①+②)	23,741千円	従事人員 1.8人	24,273千円	従事人員 1.8人	23,114千円 従事人員 1.8人			
事業の目標	①人権に関わる様々な関係機関・団体の連携強化を図る。			[目標設定理由]人権相談から保護・救済へと速やかにつなぐためには関係機関・団体の連携が不可欠。					
	②人権課題の多様化に対応した研修を実施する。			[目標設定理由]人権課題の多様化に対応するためには、幅広い職種に対する研修が必要。					
	③多様な人権課題に関する情報を全県的に幅広く提供する。			[目標設定理由]県民の人権意識高揚を図るためには、様々な人権情報を幅広く提供することが必要。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H21	H22	H23
	人権ネットワーク参加団体数	40団体	毎年度	40 (1千円)	40 (1千円)	40 (1千円)	100.0%	100.0%	100.0%
	特定職種人権研修受講者数	3,400人	毎年度	3,349 (0千円)	3,962 (0千円)	3,400 (0千円)	98.5%	116.5%	100.0%
人権総合情報誌発行部数	30,000部/月	毎年度	30,000部 (0千円)	30,000部 (0千円)	30,000部 (0千円)	100.0%	100.0%	100.0%	
評価結果	必要性	・様々な人権問題が存在し、かつ複雑・多様化しており、人権相談から救済へと速やかにつないでいけるよう、関係機関・団体間の連携を強化するとともに、幅広い研修・啓発活動を展開することが求められており、本事業を継続実施する必要がある。							
	有効性	・いずれの指標も、平成23年度中に、ほぼ目標値を達成しており、事業は有効である。 ・関係機関・団体との連携・協働のもと、幅広い研修・啓発活動を展開でき、事業は有効である。							
	効率性	・指標1単位あたりのコストはほぼ一定しており、効率的に実施されている。 ・関係機関・団体との連携・協働により、相互の意見、情報の交換・共有を図りながら、幅広い研修・啓発活動を効率的に展開できる。							
	民間・市町との役割分担	・本事業は、広域的な観点から全県的に展開する事業であり、中立・公平・公正性を確保しつつ、広域的な観点から県が全県的なネットワークを構築し、展開することが適切である。							
	受益と負担の適正化								
方向性	新規	拡充	継続		実施手法の見直し				
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 その他			
説明	様々な人権問題に対応し、人権相談から救済へと速やかにつないでいけるよう、関係機関・団体間の連携を、より強化することが必要であり、引き続き事業を継続する。								

事務事業評価資料

施策名	少子対策の充実（子育て支援の充実）			所管部局課名	健康福祉部社会福祉局医療保険課				
事業名	乳幼児等医療費公費負担助成事業			担当者電話番号	医療福祉係 078-362-3190				
事業目的	乳幼児等が必要な医療を受ける機会を確保								
事業内容	医療保険による給付が行われた場合、自己負担額から一部負担金を控除した額を助成 ①補助対象者 小学3年生以下、②補助対象経費 医療保険による自己負担額(2~3割)と一部負担金の差額、③負担割合 県1/2・市町1/2、④一部負担金 通院800円・入院1割				事業開始年度	昭和48年度			
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(3,082,963千円) 3,082,963千円		(2,681,536千円) 2,681,536千円		(2,756,214千円) 2,756,214千円			
	人件費②	4,102千円	従事人員 0.5人	4,061千円	従事人員 0.5人	4,004千円	従事人員 0.5人		
	総コスト(①+②)	3,087,065千円	従事人員 0.5人	2,685,597千円	従事人員 0.5人	2,760,218千円	従事人員 0.5人		
事業の目標	福祉医療制度の持続可能で安定的な運営を通じ必要ときに必要な医療が受けられる環境整備を行う			[目標設定理由] 経済的な理由により必要な医療が受けられないことによる、疾病の重症化を防ぐ					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	事業実施市町数	41市町	24年度	41 (75,294千円)	41 (65,502千円)	41 (67,322千円)	100.0%	100.0%	100.0%
評価結果	必要性	・乳幼児等の福祉の向上を図る必要がある。							
	有効性	・必要ときに必要な医療が受けられる環境が整備されており、有効である。							
	効率性	・指標一単位あたりのコストは医療費の実績に連動するものであり、実質的なコストは一定である。							
	民間・市町との役割分担	・県と市町の協同事業として実施しており、適切な役割分担が図られている。							
	受益と負担の適正化	・他の福祉医療制度を踏まえた所得制限・一部負担額を設定しており、受益と負担の適正化が図られている。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	第2次行革プランを踏まえ、平成24年7月から所得判定方法を見直す(世帯の最上位所得者→世帯合算)。								

事務事業評価資料

施策名	少子対策の充実（子育て支援の充実）			所管部局課名	健康福祉部こども局少子対策課				
事業名	まちの子育てひろば事業			担当者電話番号	子育て支援係 内2874				
事業目的	① 子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通じて情報交換等を行える場の提供 ② 子育て家庭の育児不安の解消及び児童虐待の未然防止								
事業内容	①コーディネーターの配置による情報提供・運営相談等、②ひろばアドバイザー、「動く・こどもの館号」の派遣など専門家による支援				事業開始年度	平成14年度			
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(52,604千円) 56,456千円		(0千円) 59,126千円		(0千円) 58,761千円			
	人件費②	8,204千円	従事人員 1.0人	8,122千円	従事人員 1.0人	8,008千円	従事人員 1.0人		
	総コスト(①+②)	68,584千円	従事人員 1.0人	67,248千円	従事人員 1.0人	66,769千円	従事人員 1.0人		
事業の目標	①まちの子育てひろばの設置				[目標設定理由] 県政推進重点プログラム100の目標値				
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H22	H23	H24
		ひろば開設か所数	2,000か所 25年度	2,029 (33千円)	2,000 (33千円)	2,000 (33千円)	101.5%	100.0%	100.0%
評価結果	必要性	・家庭や地域の子育て機能が低下している中で、子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通じて情報交換を行う等により、育児の不安感を解消する場が必要である。							
	有効性	・開設以来、ひろば数は着実に増え続けており、すでに「県政推進重点プログラム」に掲げる開設目標を達成している。 ・子育てサークル、地域団体、NPO等による主体的な開設・運営が全県で展開されている。							
	効率性	・指標1単位あたりのコストは減少傾向にあり、事業に対する支出は効率的に行われている。							
	民間・市町との役割分担	・全県において、ひろばの定着・活性化のために広域調整や専門性の高い人材の派遣を行うものであり、県が事業主体となることが適当である。							
	受益と負担の適正化	・各ひろばの運営は、開設主体及び参加者によって全て自主的に運営されており、受益と負担の関係は適切である。							
方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し			
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)		延長	終期設定		
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	家庭や地域の子育て機能が低下しているなかで、子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通じて情報交換等を行える場として定着しており、事業ニーズも高いことから、引き続き事業を継続する。								

事務事業評価資料

施策名	少子対策の充実（子育て支援の充実）		所管部局課名	健康福祉部こども局少子対策課					
事業名	ファミリーサポートセンター事業		担当者電話番号	少子計画係 078-362-4183					
事業目的	ライフスタイルの変化に伴い、かつての血縁・地縁機能を代替する機能を整備								
事業内容	ファミリーサポートセンターの運営費を助成 ①補助対象者 市町、②補助対象経費 運営費の一部、③負担割合 国1/2・市町1/2（県は市に対して1/4（上限あり）を5年間限定で補助）			事業開始年度	平成9年度				
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(6,528千円) 6,528千円		(6,405千円) 6,405千円		(5,104千円) 5,104千円			
	人件費②	4,102千円	従事人員 0.5人	4,061千円	従事人員 0.5人	4,004千円 従事人員 0.5人			
	総コスト(①+②)	10,630千円	従事人員 0.5人	10,466千円	従事人員 0.5人	9,108千円 従事人員 0.5人			
事業の目標	①当面H26までに36市町での実施を目標とし、最終的に全市町でのセンター設置を目指す			【目標設定理由】 全県内で該当事業のサービスを受けられる環境を整備するという観点から、全市町での設置を目標とする。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	実施市町数	36市町（新ひょうご子ども未来プラン）	26年度	27 (394千円)	28 (374千円)	30 (304千円)	75.0%	77.8%	83.3%
評価結果	必要性	・ライフスタイルの変化により、かつて地域の子育て支援機能を担っていた地縁・血縁機能が低下しており、これを代替する機能が必要である。							
	有効性	・労働者が仕事と育児を両立し、安心して働くことのできる環境づくりに資するとともに、地域の子育て支援の強化に有効であり、「新ひょうご子ども未来プラン」に掲げる平成22年度目標値（26市町）を達成している。 ・提供会員や依頼会員の会員数は平成21年度に2万3千人を超えるとともに、活動件数も毎年6万件以上で推移している。（会員数：23,774人、活動件数：66,650件（H21度末））							
	効率性	・指標1単位あたりのコストは減少傾向にあり、事業の効率的な実施が図られている。							
	民間・市町との役割分担	・市町が事業実施主体であり、県は施策誘導の観点から、センター立ち上げ当初の5年間に限って支援することとしている。							
	受益と負担の適正化								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
説明	市町移譲 民間移譲 民間委託 PFI 負担割合変更 事務改善 その他 仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりを進めることが、重要な課題となっており、引き続き事業を継続する。								

事務事業評価資料

施策名	少子対策の充実（子育て支援の充実）		所管部局課名	健康福祉部こども局児童課						
事業名	ひょうご放課後プラン(児童クラブ型)推進事業		担当者電話番号	児童政策係 078-362-3197						
事業目的	共働き家庭など留守家庭の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供する。									
事業内容	放課後児童クラブの整備・運営に要する経費の一部を補助 ①補助対象者 市町、②補助対象経費 運営費・整備費の一部、③補助率 2/3(国1/2・県1/2)			事業開始年度	平成19年度					
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額				
	事業費①	(358,359千円) 767,364千円		(405,509千円) 859,814千円		(449,072千円) 1,033,139千円				
	人件費②	5,743千円	従事人員 0.7人	5,685千円	従事人員 0.7人	5,606千円 0.7人				
	総コスト (①+②)	773,107千円	従事人員 0.7人	865,499千円	従事人員 0.7人	1,038,745千円 0.7人				
事業の目標	放課後児童クラブを必要とする全校区への開設			【目標設定理由】 地域での放課後のこどもの安全・安心な居場所の確保の観点から全校区への開設を目標とする。						
事業目標の達成度を示す指標	指標名 開設校区数 (政令市・中核市は除く)	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率 (%)			
		目標値	年度				H22	H23	H24	
		439校区	25年度	411校区 (1,881千円)	418校区 (2,071千円)	432校区 (2,405千円)	93.6%	95.2%	98.4%	
評価結果	必要性	・少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て力・教育力の低下に伴い、児童の安全な居場所を確保し、健やかな育成を図る児童クラブの必要性が高まっている。								
	有効性	・開設校区数は着実に増加しており、事業の進捗状況は良好である。								
	効率性	・国庫補助単価を適用し、適正なコストにより実施することとしている(国庫補助単価の増額改正や大規模クラブの適正規模への分割等により指標1単位あたりのコストは増加している)。								
	民間・市町との役割分担	・①児童クラブの設置運営は市町の役割である。②財源については、国・県・市で1/3ずつとなっている。③県は専門的な立場からクラブ指導員等に対する研修を行っている。								
	受益と負担の適正化	・全体経費の1/2を公費(国、県、市町各1/3)、残りの1/2を利用者負担としており、受益と負担の適正化が図られている。								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し					
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
実施手法の見直し内容	市町移譲 民間移譲 民間委託 PFI 負担割合変更 事務改善 その他									
説明	就労等により昼間保護者が家庭にいない児童の安全で健やかな居場所として放課後児童クラブのニーズが高いことから、引き続き事業を継続する。									

事務事業評価資料

施策名	少子対策の充実（子育て支援の充実）		所管部局課名	健康福祉部こども局児童課						
事業名	病児・病後児保育推進事業		担当者電話番号	こども園係 078-362-3215						
事業目的	保育所入所児童等が発病した場合に、預けることができる病児・病後児保育施設の運営に要する経費を助成することによって、働きながら安心して子育てのできる環境を整備する									
事業内容	病児・病後児保育施設の運営費を助成 ①補助対象者：病児・病後児保育を実施する保育所、医療機関等 ②補助対象経費：病児・病後児保育施設の運営費の一部 ③負担割合：国1/3・県1/3・市町1/3			事業開始年度	平成19年度					
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額				
	事業費①	(22,658千円) 45,315千円		(32,065千円) 64,130千円		(28,979千円) 57,957千円				
	人件費②	820千円	従事人員 0.1人	812千円	従事人員 0.1人	801千円 従事人員 0.1人				
	総コスト (①+②)	46,135千円	従事人員 0.1人	64,942千円	従事人員 0.1人	58,758千円 従事人員 0.1人				
事業の目標	ニーズのある全市町で病児・病後児保育事業を実施する。			[目標設定理由] 仕事と育児の両立を目指す全ての県民が事業を活用できるようにするため。						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H22	H23	H24	
	施設設置市町数 (政令市・中核市は除く)	37市町	25年度	14市町 (3,295千円)	15市町 (4,329千円)	17市町 (3,456千円)	37.8%	40.5%	45.9%	
評価結果	必要性	・子どもが病気になると、完治するまで保育所等に登園させることができないため、仕事と育児の両立に大きな負担となることから、病児・病後児を保育する体制整備が必要である。								
	有効性	・病児・病後児保育の利用を希望する県民のニーズが高く、今後ニーズがある、事業未実施の市町を中心に、積極的に事業実施を推進していく必要がある。								
	効率性	・21年度より地域の全ての子どもを対象とする医療機関型(病児対応)、保育所等オープン型(病後児対応)に限り補助することとした。 ・複数市町による施設の共同運営も検討されており、効率化と対象地域の拡大を推進する。								
	民間・市町との役割分担	・保育対策等促進事業費補助金交付要綱(厚生労働省事務次官通知)により、国・県・市町が1/3ずつ経費を負担することとなっている。								
	受益と負担の適正化	・基本的に事業費全体の1/2を公費負担、1/2を利用者負担を想定しており、受益と負担の適正化が図られている。								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し					
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
	説明	仕事と家庭の両立に大きく寄与する事業であり、引き続き事業を継続する。								

事務事業評価資料

施策名	少子対策の充実（子育て支援の充実）		所管部局課名	健康福祉部こども局児童課					
事業名	保育所分園推進事業		担当者電話番号	保育係 078-362-3199					
事業目的	①待機児童の解消や身近な地域における保育の実施を支援								
事業内容	○補助対象者 市町 ○補助基準額 経常分（運営に係る特別な経費）1,200千円／1箇所 初年度設備分（創設時1回限り）1,000千円／1箇所			事業開始年度	平成19年度				
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(2,467千円) 4,933千円		(4,067千円) 8,133千円		(2,786千円) 5,572千円			
	人件費②	820千円	従事人員 0.1人	812千円	従事人員 0.1人	801千円 0.1人			
	総コスト (①+②)	5,753千円	従事人員 0.1人	8,945千円	従事人員 0.1人	6,372千円 0.1人			
事業の目標	①保育ニーズに応える民間保育所の500→550カ所への増設（新設分園を含む）			[目標設定理由] 県政推進プログラム100に掲載					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率（%）		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	民間立保育所の増設（新設分園を含む）	71カ所	26年度	36カ所 (159千円)	48カ所 (186千円)	71カ所 (89千円)	50.7	67.6	100
評価結果	必要性	当該事業による分園の推進は、待機児童の解消に必要不可欠である。							
	有効性	待機児童を抱える都市部の園庭が確保できない場所での保育の実施や定員割れが生じている過疎地域の保育施設の維持などにも活用でき、地域の実情に応じた保育の実施に有効である。							
	効率性	国の補助事業を活用して、効率的に実施している。							
	民間・市町との役割分担	市町に1/3の負担を求めており、適正な役割分担が図られている。							
	受益と負担の適正化	全体経費の1/2を公費（国、県、市町各1/3）、残りの1/2を利用者負担としており、受益と負担の適正化が図られている。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	都市部における待機児童の解消、過疎地域における保育の継続を推進するために必要不可欠な方策であり、本事業は継続して実施する必要がある。								

事務事業評価資料

施策名	少子対策の充実（子育て支援の充実）			所管部局課名	健康福祉部こども局少子対策課				
事業名	子育てほっとステーション設置事業			担当者電話番号	子育て支援係 内2875				
事業目的	① 子育て中の親子が気軽に買い物や遊びに出かけやすい環境を整備する。 ② 商店街の空き店舗等を活用することで商店街等の活性化を図る。								
事業内容	商店街等の空き店舗等を活用し、「子育てほっとステーション」として親子がくつろげる場所や授乳スペース等を設置するための経費の一部を助成				事業開始年度	平成21年度			
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 15,000千円		(0千円) 15,000千円		(9,000千円) 9,000千円			
	人件費②	4,102千円	従事人員 0.5人	4,061千円	従事人員 0.5人	2,402千円	従事人員 0.3人		
	総コスト (①+②)	19,102千円	従事人員 0.5人	19,061千円	従事人員 0.5人	11,402千円	従事人員 0.3人		
事業の目標	① 子育てほっとステーションの設置			[目標設定理由] 県内全市町に1か所以上を設置					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	子育てほっとステーション設置数	57か所 (累計)	27年度	11 (1,736千円)	10 (1,906千円)	6 (1,900千円)	110.0%	100.0%	100.0%
評価結果	必要性	・子育てほっとステーション設置市町に偏りがあり、子育て中の親子が気軽に買い物や遊びに出かけやすい環境を整備することにより、未設置市町を解消するため引き続き実施する必要がある。							
	有効性	・商店街の空き店舗、ショッピングセンターの空きスペース等で33か所が開設、運営されている。 ・子育てほっとステーションを活用した子育て支援のための自主的な活動も行われるなど、子育て支援に有効に活用されている。							
	効率性	・指標1単位あたりのコストはほぼ横ばい状態にあり、事業に対する支出は効率的に行われている。							
	民間・市町との役割分担	・全県で子育て親子を支援する気運を醸成するため、県が先導的に実施する必要がある。							
	受益と負担の適正化	・子育てほっとステーション開設のための経費の一部を助成するもので、開設後の運営は団体の自主財源で運営されるので、受益と負担の関係は適切である。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
説明	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
	子育て中の親子が気軽に買い物や遊びに出かけやすい環境を整備するため継続実施。								

事務事業評価資料

施策名	医療確保と健康づくり（医療体制の整備）		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課						
事業名	健康危機管理対策事業		担当者電話番号	企画調整係 078-362-4351						
事業目的	県民の生命や健康を脅かす健康危機に対応し、県民の生命の安全と健康の確保を図る									
事業内容	①内容：県民からの健康危機情報を24時間365日受け付ける窓口の設置 ②設置場所：各健康福祉事務所（13保健所） ③対応方法： ○執務時間内 各健康福祉事務所（保健所）で従来の相談等として対応 ○執務時間外 電話を災害対策センターに自動転送 ↓ 宿当直体制の非常勤嘱託員が受付 ↓ 緊急性が高い案件は管轄事務所長へ連絡			事業開始年度	平成14年度					
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額				
	事業費①	(3,524千円) 7,047千円		(3,548千円) 7,096千円		(3,556千円) 7,111千円				
	人件費②	1,641千円	従事人員 0.2人	1,624千円	従事人員 0.2人	1,602千円 0.2人				
	総コスト (①+②)	8,688千円	従事人員 0.2人	8,720千円	従事人員 0.2人	8,713千円 0.2人				
事業の目標	健康危機に24時間365日体制で対応する体制の構築			[目標設定理由] 健康危機に早急かつ適切に対応するため						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率（％）			
		目標値	年度				H22	H23	H24	
	窓口開設日	365日	毎年度	365日 (24千円)	366日 (24千円)	365日 (24千円)	100.0%	100.0%	100.0%	
評価結果	必要性	0157による集団感染、集団食中毒、新型インフルエンザ等感染症の流行などの健康危機には、早急かつ適切に対応しなければ、県民の生命及び健康に重大な被害を与える可能性が高いため、24時間365日対応できる体制を整える必要がある。								
	有効性	相談件数は増加傾向であり、県民の不安解消が図られている。								
	効率性	執務時間外には、13健康福祉事務所から災害対策センターに自動転送することで業務の集約化を図っている。								
	民間・市町との役割分担	県の業務である、食中毒、医療相談、精神等の相談業務について、夜間分を集中的に対応するもの。								
	受益と負担の適正化	県の業務である、食中毒、医療相談、精神等の相談業務について、夜間分を集中的に対応するもの。								
実施方針	方向性	新規	拡充		継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	県民の安全・安心を守るため、継続実施									

事務事業評価資料

施策名	医療確保と健康づくり（医療体制の整備）		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課						
事業名	音楽療法定着促進事業		担当者電話番号	計画係 078-362-3135						
事業目的	高齢化の進展を踏まえ、心身の機能の維持改善等に効果的な音楽療法を普及									
事業内容	音楽療法の導入に対する補助 ①補助対象者 新たに週1回程度、音楽療法を実施しようとする施設、②補助対象経費 音楽療法士の謝金・交通費、③補助率 定額、④補助期間 3ヶ月～1年間				事業開始年度	平成18年度				
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額				
	事業費①	(8,927千円) 8,927千円		(9,909千円) 9,909千円		(9,832千円) 9,832千円				
	人件費②	9,024千円	従事人員 1.1人	8,934千円	従事人員 1.1人	8,809千円 1.1人				
	総コスト(①+②)	17,951千円	従事人員 1.1人	18,843千円	従事人員 1.1人	18,641千円 1.1人				
事業の目標	音楽療法が効果的と見込まれる全ての医療・福祉施設での音楽療法の実施			[目標設定理由]先導的な取組であり、効果が見込まれる高齢者等の生活の場であらゆる医療・福祉施設に普及させる必要があるため。						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H22	H23	H24	
		音楽療法定着促進事業実施施設数	150施設 (22年度までは100施設)	毎年度	62 (290千円)	63 (299千円)	150 (124千円)	62.0%	42.0%	100.0%
評価結果	必要性	・高齢化の進展に伴い、心身の機能の維持改善等に効果的な、音楽療法の果たす役割は高まっている。								
	有効性	・実施施設数は順調に伸びており、補助終了後の音楽療法の定着率も90%を超えている。								
	効率性	・補助額の設定(定額2,500円)								
	民間・市町との役割分担	・先導的な事業であり、県で実施								
	受益と負担の適正化	・県補助は定額(対象経費の1/2相当)としており、施設にも一定の負担を求めている。 ・県補助は、新たに音楽療法を導入する施設について1年間を限度に対象としており、それ以後の事業実施は各施設の自主運営によることとしている。								
方向性	新規	拡充			継続		実施手法の見直し			
	廃止	縮小		統合		凍結(休止)		延長		終期設定
実施手法の見直し内容	市町移譲 民間移譲 民間委託 PFI 負担割合変更 事務改善 その他									
説明	音楽療法の定着を促進するため、継続実施									

事務事業評価資料

施策名	医療確保と健康づくり（医療体制の整備）		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課					
事業名	地域医療支援医師修学資金貸与事業		担当者電話番号	医療政策係 078-362-3243					
事業目的	医師の地域偏在に対応するため、卒業後に県内の指定するへき地等の医療機関等で勤務する医師を養成								
事業内容	①兵庫医科大学、神戸大学、鳥取大学及び岡山大学医学部生に入学料、授業料、生活費等を修学資金として貸与 ②修学資金返還債務の免除要件：大学卒業後、県の指定するへき地等の医療機関で9年間勤務			事業開始年度	兵庫医大：平成17年度 神戸大：平成19年度 鳥取大：平成22年度 岡山大：平成22年度				
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(166,708 千円) 176,451 千円		(187,808 千円) 216,473 千円		(180,636 千円) 256,767 千円			
	人件費②	1,641 千円	従事人員 0.2人	1,624 千円	従事人員 0.2人	1,602 千円 従事人員 0.2人			
	総コスト (①+②)	178,092 千円	従事人員 0.2人	218,097 千円	従事人員 0.2人	258,369 千円 従事人員 0.2人			
事業の目標	卒業後に県内の指定するへき地等の医療機関等で勤務する医師の養成			【目標設定理由】 本県のへき地においては医師の不足が深刻であり、市町の努力によってもなお医師の確保が困難な状態であるため、へき地勤務医の養成数を目標とする。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	全学年養成者数 (各年度毎)	96名	毎年度	30名 (5,936 千円)	38名 (5,739 千円)	54名 (4,785 千円)	90.9%	93.2%	95.1%
	養成者数のうち 兵庫医大の1年生数	5名 (H19~20は 3名)	H21~	5名	5名	5名	100.0%	100.0%	100.0%
養成者数のうち神戸 大・鳥取大・岡山大 の新規貸付決定者数	12名 (H19~20:1 H21:5, H22:7 , H23:9)	H21~	6名	8名	12名	100.0%	100.0%	100.0%	
評価結果	必要性	・へき地における医師不足の解消を図る必要があるため							
	有効性	・医師として派遣できるまでの養成に年数を要するものの、一定期間の医師確保がほぼ確実に実施できる。							
	効率性	・国の対策に基づき授業料、生活費等として修学資金額を適正に設定しており、修学資金の返還免除要件として医学部卒業後に医師として県内の指定する医療機関等で9年の長期にわたり勤務することで、一定期間の医師確保がほぼ確実に実施でき、医師の地域偏在解消の一助となっていることから、効率的である。							
	民間・市町との役割分担	・県が抱える課題（医師の地域偏在）への対応として医師を養成するもの							
	受益と負担の適正化	・医師派遣時においては、受益者である派遣先の市町に負担を求めているが、医師を養成する段階においては、県の施策として実施するもの							
実施方針	方向性	新規	（ <u>拡充</u> ）	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 その他		
説明	国の医師確保対策等を活用し、医師養成増への取組として、平成21年度は兵庫医科大学及び神戸大学医学部生への貸与数を拡充（兵庫医大3→5・神戸大1→5）し、平成22年度は鳥取大学及び岡山大学医学部生への貸与制度（各2名）を新設した。平成23年度は神戸大学医学部生への貸与数を拡充（神戸大5→8）した。平成24年度も継続して、へき地勤務医師の確保を図る。								

事務事業評価資料

施策名	医療確保と健康づくり（医療体制の整備）		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課					
事業名	地域医療支援医師確保特別事業		担当者電話番号	医療政策係 078-362-3243					
事業目的	①へき地医療の質の向上のために地域の実情を踏まえた新しい医療のあり方を研究 ②へき地勤務医の安定的な確保								
事業内容	①特別講座設置数：4講座（神戸大1、兵庫医大2、鳥取大1） ②活動内容：診療現場をフィールドとして、地域医療に従事する医師への支援や新しい医療のあり方を研究			事業開始年度	平成17年度				
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(110,000 千円) 110,000 千円		(110,000 千円) 110,000 千円		(110,000 千円) 110,000 千円			
	人件費②	820 千円	従事人員 0.1人	812 千円	従事人員 0.1人	801 千円 従事人員 0.1人			
	総コスト (①+②)	110,820 千円	従事人員 0.1人	110,812 千円	従事人員 0.1人	110,801 千円 従事人員 0.1人			
事業の目標	本事業による講座設置			[目標設定理由] へき地勤務医の安定的な確保、へき地医療の充実に向け新しい医療のあり方を研究するため、大学への特別講座設置を目標とする。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率（％）		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	本事業による講座設置数	4講座	毎年度	4講座 (27,705 千円)	4講座 (27,703 千円)	4講座 (27,700 千円)	100.0%	100.0%	100.0%
評価結果	必要性	・へき地勤務医師を確保するためには、へき地医療に対する医学生の理解が不可欠であり、その理解を深める必要がある。							
	有効性	・神戸大学が研究拠点を置く公立豊岡病院での取組が評価され、同病院での初期臨床研修希望者が増えるなど、各大学の特別講座により、地域医療の充実が図られている。							
	効率性	・地域における臨床を通じた研究を実施し、地域医療の充実に還元しようとする当該事業は、1講座に教員2名（医師2名）が配置されている。医療の研究・教育にノウハウを有する大学に実施を任せ、医師を確保する方が効率的である。							
	民間・市町との役割分担	・県が抱える課題について地域で研究を進めているもの。							
	受益と負担の適正化	・県の施策として、医師が特に不足する但馬及び丹波地域において研究・診療を進めているもの。							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	凍結(休止)	実施手法の見直し 延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 その他		
説明	へき地に勤務する医師の安定的な確保及びへき地医療の質の向上を図るため、継続実施								

事務事業評価資料

施策名	医療確保と健康づくり（医療体制の整備）		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課					
事業名	医師派遣緊急促進事業		担当者電話番号	医療政策係 078-362-3243					
事業目的	医師不足が深刻な病院に対し医師派遣を行うことで医師不足を緩和する。								
事業内容	①補助先：医療審議会地域医療対策部会の派遣調整に基づき医師派遣を行う医療機関 ②補助対象経費：医師派遣に伴う逸失利益相当額 ③対象人数：延べ240人月（20人×12月） ④補助率（負担割合）：1/2（国1/2、事業者1/2）				事業開始年度	平成20年度			
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 17,663千円		(0千円) 150,000千円		(0千円) 150,000千円			
	人件費②	820千円	従事人員 0.1人	812千円	従事人員 0.1人	801千円 従事人員 0.1人			
	総コスト(①+②)	18,483千円	従事人員 0.1人	150,812千円	従事人員 0.1人	150,801千円 従事人員 0.1人			
事業の目標	医師派遣数の増			[目標設定理由] 医師不足の病院に医師を派遣することにより医師の地域偏在・診療科偏在を解消するため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	医師派遣数(常勤換算人数)	20.0人月	毎年度	4.5人月 (4,107千円)	6.4人月 (37,703千円)	20.0人月 (37,700千円)	22.5%	32.0%	100.0%
評価結果	必要性	・地域における医師不足が全国的に喫緊の課題となっている中で、医師不足が深刻な医療機関が常勤の医師を確保することは非常に困難となっている。 ・そのため、当面の対策として、協力が可能な医療機関からの医師の派遣を促進することにより、医師確保を図ることが必要である。							
	有効性	・医師不足の病院への医師派遣を促進することにより、医師の偏在の解消が図られる。							
	効率性	・限られた数の医師のマンパワーを有効に活用しようとする事業であり、効率的な医師確保策である。							
	民間・市町との役割分担	・県が抱える課題（医師の偏在）への対応として医師を派遣するものであり、国庫補助制度を活用して、県の医療審議会が医師派遣を行う医療機関と医師派遣調整を行うもの。							
	受益と負担の適正化	・事業者に一定の負担を求めている（1/2相当）							
方向性	新規	拡充		継続	実施手法の見直し				
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 その他			
説明	県下の医師不足、偏在の解消のため継続実施。								

事務事業評価資料

施策名	医療確保と健康づくり（医療体制の整備）		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課						
事業名	地域医療支援医師県採用制度		担当者電話番号	医療政策係 078-362-3243						
事業目的	①地域の医師確保 ②医師の診療科偏在への対応									
事業内容	①対象者：後期研修を修了した医師及び新医師臨床研修を修了した医師 ②診療科： (1)地域医師コース 内科、神経内科、循環器内科、外科、心臓血管外科、脳神経外科、小児科、産婦人科、放射線科、病理診断科、救急科、麻酔科、総合診療科及び県が特に必要と認めた診療科 (2)後期研修医コース 小児科、産科、麻酔科、救急、総合診療 ③負担割合： (1)地域医師コース (1・2年目) 全額派遣先病院負担（県指定公立医療機関） (3・4年目) 高度医療期間：1～2年目派遣病院＝1：1 （県指定高度医療機関）※4年目は県外・海外可 (2)後期研修医コース (1年目) 受入先医療機関：2年目に派遣する医療機関＝1：1 (2・3年目) 受入先医療機関 (4年目) 県：3年目に派遣した医療機関＝1：1			事業開始年度	平成19年度					
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額				
	事業費①	0千円 6,474千円		46,576千円 52,215千円		29,519千円 46,834千円				
	人件費②	820千円	従事人員 0.1人	812千円	従事人員 0.1人	801千円 0.1人				
	総コスト (①+②)	7,294千円	従事人員 0.1人	53,027千円	従事人員 0.1人	47,635千円 0.1人				
事業の目標	地域医療支援医師の県採用			[目標設定理由] 医師の診療科偏在・地域偏在への対応として実施する事業であることから、医師の採用を目標とする。						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率 (%)			
		目標値	年度				H22	H23	H24	
	採用医師数	10名	毎年度	4名 (1,824千円)	5名 (10,605千円)	10名 (4,764千円)	40.0%	50.0%	100.0%	
評価結果	必要性	・地域の医師確保を図る必要があるため。								
	有効性	・医師の診療科偏在の解消の一助となるとともに、1年目・2年目に地域の医療機関へ派遣する仕組みとなっており、地域偏在の解消の一助ともなっている。 ・採用医師数は、平成21年度募集は制度の周知が12月になるなど募集開始が遅く、21年度実績2名と低調であり、平成22年度募集は早期に県内の臨床研修病院等を通じた制度周知を実施したものの、22年度実績4名と低調であった。平成23年度募集は、民間の医師求人ホームページでの周知を図ること等により、20名を確保することとしており、引き続き、医師の診療科偏在・地域偏在の解消に向けた施策として成果があげられるよう取り組んでいく。								
	効率性	・4年間のうち、1年目・2年目の派遣を受ける病院が3年目・4年目の研修に要する経費の半額を支払う仕組みとしている。（地域医師コース） ・4年間のうち、2年目の派遣を受ける病院が1年目の派遣に要する経費の半額、3年目の派遣を受ける病院が4年目の派遣に要する経費の半額を支払う仕組みとしている。（後期研修医コース）								
	民間・市町との役割分担	・4年間のうち、1年目・2年目の派遣を受ける病院が3年目・4年目の研修に要する経費の半額を支払う仕組みとしている。（地域医師コース） ・4年間のうち、2年目の派遣を受ける病院が1年目の派遣に要する経費の半額、3年目の派遣を受ける病院が4年目の派遣に要する経費の半額を支払う仕組みとしている。（後期研修医コース）								
	受益と負担の適正化	・4年間のうち、1年目・2年目の派遣を受ける病院が3年目・4年目の研修に要する経費の半額を支払う仕組みとしている。（地域医師コース） ・4年間のうち、2年目の派遣を受ける病院が1年目の派遣に要する経費の半額、3年目の派遣を受ける病院が4年目の派遣に要する経費の半額を支払う仕組みとしている。（後期研修医コース）								
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 凍結(休止)	継続 凍結(休止)	実施手法の見直し 延長 終期設定				
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	医師の診療科偏在の解消及び地域の医師確保を図るため、従来の地域医師県採用制度と研修医師県採用制度を統合して実施。									

事務事業評価資料

施策名	医療確保と健康づくり（医療体制の整備）		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課						
事業名	地域医療支援医師研修事業		担当者電話番号	医療政策係 078-362-3243						
事業目的	地域医療を支援する医師の育成									
事業内容	①委託先：県医師会 ②委託事業：医師技術研修、女性医師再就業研修、小児救急医療研修及び総合診療研修 ③負担割合： 小児救急医療研修及び女性医師再就業研修→1/2（国1/2、県1/2） 総合診療医育成研修→10/10 医師技術研修→1/2（県1/2、事業者1/2）			事業開始年度	平成22年度					
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額				
	事業費①	(5,000千円) 9,000千円		(2,025千円) 8,100千円		(1,698千円) 7,290千円				
	人件費②	2,461千円	従事人員 0.3人	2,437千円	従事人員 0.3人	2,402千円 従事人員 0.3人				
	総コスト(①+②)	11,461千円	従事人員 0.3人	10,537千円	従事人員 0.3人	9,692千円 従事人員 0.3人				
事業の目標	各研修の参加人数の増			[目標設定理由] 小児救急医療研修：休日夜間急患センター等で適切な小児救急医療を提供することができるため 総合診療研修事業：総合診療に関する意識啓発を図る必要があり、効率的な医療体制の導入ができるため 医師技術研修：へき地医療機関への円滑な就職を促進する必要があるため 女性医師再就業研修：女性医師の円滑な再就職を促進する必要があるため						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H22	H23	H24	
	小児救急医療研修参加人数	30名	毎年度	23名 (70千円)	30名 (50千円)	30名 (47千円)	76.7%	100.0%	100.0%	
	総合診療医育成研修参加人数	30名	毎年度	30名 (54千円)	30名 (30千円)	30名 (47千円)	100.0%	100.0%	100.0%	
	医師技術研修参加人数	5名	毎年度	0名 (4,115千円)	5名 (752千円)	5名 (687千円)	0.0%	100.0%	100.0%	
女性医師再就業研修参加人数	5名	毎年度	2名 (2,058千円)	5名 (752千円)	5名 (687千円)	40.0%	100.0%	100.0%		
評価結果	必要性	・小児科専門医が減少していることから、初期救急に従事する小児科専門医以外の医師等に対し小児救急医療の知識・技術を習得し、適切な医療が行われるよう支援していく必要がある。 ・総合診療体制を導入し、医師不足の中、効率的な医療機関の運営を図る必要がある。 ・北播磨、中播磨北部、西播磨、但馬、丹波の各地域においては、医師確保が喫緊の課題となっている。兵庫県医師会が行うドクターバンク事業の支援は、医師確保を図る上で即効性がある。 ・女性医師の割合が増加する中、結婚・出産等により離・退職した女性医師の再就業を支援する必要がある。								
	有効性	・小児科専門医以外の医師が、小児救急医療及び総合診療の知識・技術を習得するため、研修を実施することは現場のニーズに基づいたものであり、適切な医療を行う観点から有効である。 ・医師確保が困難となる中、研修事業による再就業等の安心感を担保し、医療機関とのマッチングや再就業に結びつける観点から有効である。								
	効率性	・県が独自に実施するよりも、医師とのネットワークがある兵庫県医師会が行う事業に県が支援する方が、研修参加人数の確保やマッチング等を行いやすく、また経費が削減できるため効率的である。								
	民間・市町との役割分担	・医師技術研修は、再就業先の病院が1/2支払う仕組みとしている。								
	受益と負担の適正化	・医師技術研修は、再就業先の病院が1/2支払う仕組みとしている。								
方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し				
	廃止	縮小		統合		凍結(休止)		延長		終期設定
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他			
説明	兵庫県医師会等に委託していた研修を一本化して、それぞれの医師のスキルに合った研修を用意し、きめ細やかに対応をすることで、医師不足地域及び診療科への再就業等を支援し、医療提供体制の充実を図り、県民が安全に安心して生活できる医療環境を整備するため、継続実施。									

事務事業評価資料

施策名		医療確保と健康づくり（医療体制の整備）		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課					
事業名		へき地診療所運営費補助		担当者電話番号	医療政策係 078-362-3243					
事業目的		へき地診療所等における医師確保を促進する。								
事業内容		①補助先：へき地診療所等（国民健康保険直営診療所を除く。） ②補助対象経費：へき地診療所の運営費にかかる経費 ③補助率（負担割合）：2/3（国2/3、事業者1/3）				事業開始年度	昭和31年度			
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額				
	事業費①	(0千円) 1,564千円		(0千円) 1,564千円		(0千円) 7,362千円				
	人件費②	820千円	従事人員 0.1人	812千円	従事人員 0.1人	801千円	従事人員 0.1人			
	総コスト (①+②)	2,384千円	従事人員 0.1人	2,376千円	従事人員 0.1人	8,163千円	従事人員 0.1人			
事業の目標		へき地診療所数の確保			[目標設定理由] へき地診療所の運営事業を助成し、へき地の医療の確保を図るため					
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率 (%)		
			目標値	年度				H22	H23	H24
		対象診療所数	3箇所	毎年度	2箇所 (1,192千円)	3箇所 (792千円)	3箇所 (2,721千円)	66.7%	100.0%	100.0%
評価結果	必要性	・依然厳しい状況にあるへき地における医療提供体制の確保のために必要。								
	有効性	・当事業の実施により、へき地診療所が適切に運営できる。								
	効率性	・本事業におけるコストは、国：事業者=2：1の負担割合であり、効率的に運用されている。								
	民間・市町との役割分担	・へき地診療所を設置している市町に対する補助事業である。								
	受益と負担の適正化	・本事業におけるコストは、国：事業者=2：1の負担割合であり、事業者に対しても応分の負担を求めている。								
実施方針	方向性	新規	拡充		継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	国庫メニューの統合により、へき地診療所等医師確保支援事業をへき地診療所運営費補助に統合して実施									

事務事業評価資料

施策名	医療確保と健康づくり（医療体制の整備）		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課					
事業名	周産期・産科救急医療体制整備事業		担当者電話番号	企画調整係 078-362-4351					
事業目的	①県民の出産に対する不安の解消 ②周産期救急医療体制の整備								
事業内容	①周産期母子医療情報システムの充実 ・診療応需情報提供協力病院：H21～ 19機関 （周産期母子医療センター10病院は整備済） ・国庫補助：1/3 ②総合周産期母子医療センターの体制強化整備 ・負担割合：国1/2、県（病院局）1/2 ・国庫補助：10/10			事業開始年度	平成20年度				
事業に要するコスト	区分	平成22年度当初予算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(2,482千円) 18,535千円		(2,482千円) 18,535千円		(2,482千円) 18,535千円			
	人件費②	820千円	従事人員 0.1人	812千円	従事人員 0.1人	801千円 0.1人			
	総コスト (①+②)	19,355千円	従事人員 0.0人	19,347千円	従事人員 0.1人	19,336千円 0.1人			
事業の目標	①周産期医療情報システムの診療応需情報提供機関の確保			[目標設定理由] 小児科を有し、産科で24時間対応可能な医療機関の受入可否情報を掲示することにより、迅速に母体・胎児を搬送できる体制を確保するため					
	②受入医療機関を調整するコーディネーターの確保			[目標設定理由] 妊産婦の搬出入が近畿府県の広域において必要な場合、他府県との広域調整を行う広域搬送調整拠点病院を、県下1箇所指定することとしており、県民が安心して出産できる体制を確保するため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率（%）		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	周産期医療情報システムの診療応需情報提供協力病院数	19	22年度	19 (196千円)	19 (196千円)	19 (196千円)	100.0%	100.0%	100.0%
受入医療機関を調整するコーディネーター数	1	20年度	1 (14,812千円)	1 (14,812千円)	1 (14,812千円)	100.0%	100.0%	100.0%	
評価結果	必要性	・昨今の周産期医療を取り巻く状況は、産科医の不足等により、病院の産科が分娩の制限や、休止・廃止に追い込まれる大変厳しいものであり、本県でも妊産婦へのセーフティネットを充実させることが急務となっている。 ・については、周産期医療情報システムの充実を図り、総合周産期母子医療センターの体制を強化させ、県民が安心して出産できる医療体制を整備する必要がある。							
	有効性	・周産期母子医療センター10機関、医療機能が充実した産科を有する協力病院19機関で診療応需情報を救急及び周産期医療施設に提供する体制が整っており、妊産婦への搬送体制を強化する上で有効な取組として、今後も引き続きシステム運用を行う。 ・また、近畿ブロックの各府県において、妊産婦の受入の連絡調整を行うコーディネーターを配置し、広域搬送体制を整備することにより、安全・安心な周産期医療体制の確立が図られている。							
	効率性	・兵庫県周産期医療システムの効率的、継続的な運用、及び母体の緊急搬送時において県内での搬送が困難な場合、近畿ブロックの各府県に搬送する体制を整備している。 ・また、国庫補助制度を活用することにより、効率的な運用を行っている。							
	民間・市町との役割分担	・本事業については、周産期医療体制を整備する観点から、県が実施するもの。							
	受益と負担の適正化								
方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し			
	廃止	縮小		統合		凍結(休止) 延長 終期設定			
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	周産期・産科救急医療体制の整備を図るため、継続実施								

事務事業評価資料

施策名	医療確保と健康づくり（医療体制の整備）		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課						
事業名	小児救急医療相談体制の整備		担当者電話番号	企画調整係 078-362-4351						
事業目的	①小児救急患者の家族の不安の解消 ②コンビニ受診の抑制 ③適切な医療機関の紹介									
事業内容	県下全域を対象とした小児救急医療相談（#8000） ①相談日時：毎夜間（18時～24時）、休日昼間（9時から18時） 地域における小児救急医療相談窓口 ①補助対象者：市町又は病院開設者 ②補助対象経費：相談窓口運営費 ③負担割合：国1/3、県1/3、市町等1/3 ④実施圏域：神戸、阪神南、 阪神北、東播磨、北播磨、中播磨、但馬、丹波、淡路			事業開始年度	①#8000（平成16年度） ②地域における電話相談（平成15年度）					
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額				
	事業費①	(25,893千円) 44,834千円		(31,695千円) 57,735千円		(30,941千円) 56,919千円				
	人件費②	820千円	従事人員 0.1人	812千円	従事人員 0.1人	801千円 従事人員 0.1人				
	総コスト (①+②)	45,654千円	従事人員 0.1人	58,547千円	従事人員 0.1人	57,720千円 従事人員 0.1人				
事業の目標	①小児救急医療電話相談（#8000）の実施 ②相談窓口の実施圏域			[目標設定理由] 小児救急患者の家族の不安の解消やコンビニ受診の抑制のため、全県を対象とした電話相談窓口の設置を1箇所整備する必要があるため [目標設定理由] 県内の各圏域に小児の症状に応じた適切な医療機関を紹介する相談窓口を設置し、保護者の不安を解消する必要があることから、各圏域における相談窓口の設置を目標とする。						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率（%）			
		目標値	年度				H22	H23	H24	
	小児救急医療電話相談（#8000）の実施	1箇所	18年度	1箇所 (24,778千円)	1箇所 (24,817千円)	1箇所 (26,728千円)	100.0%	100.0%	100.0%	
	相談窓口の実施圏域	9圏域	24年度	7圏域 (2,982千円)	8圏域 (4,216千円)	9圏域 (3,444千円)	77.8%	88.9%	100.0%	
評価結果	必要性	・患者家族の不安解消や、受診の必要のない患者にアドバイスを行うことにより、コンビニ受診を抑制する必要がある。								
	有効性	・相談窓口の実施圏域及び相談件数は着実に増加している。								
	効率性	・小児救急医療電話相談（#8000）については、国庫補助制度を活用することにより、効率的に運用している。 ・また、圏域における相談窓口についても、国：県：市＝1：1：1の負担割合のもとで、一定の補助基準の範囲で効率的に運用している。								
	民間・市町との役割分担	・全県を対象とした#8000については、県が役割を担い、小児医療に精通した看護師等による相談窓口を小児科医が常時確保されている医療機関において設置している。 ・また、圏域における電話相談についても、地域性を踏まえたきめ細やかな相談対応が可能な病院や市町が担うこととし、県はその運営費の一部を補助している。								
受益と負担の適正化	・全県対象の小児救急医療電話相談（#8000）については、県事業として実施している。 ・また、圏域における電話相談については、病院等に対する補助事業と位置付けており、国、県、市町等1/3ずつの経費負担としている。									
実施方針	方向性	新規	拡充		（継続）	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結（休止）	延長	終期設定			
実施手法の見直し内容	市町移譲		民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	小児救急医療体制の確保・充実を図るため、継続実施									

事務事業評価資料

施策名	医療確保と健康づくり（医療体制の整備）		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課					
事業名	小児科救急対応輪番制運営費補助		担当者電話番号	企画調整係 078-362-4351					
事業目的	①小児救急医療体制の整備、確保 ②在宅当番医制、休日夜間急患センターの後送医療体制の確保 ③小児救急患者、その家族の不安の解消								
事業内容	①補助対象：重症患者等を受け入れる二次救急医療機関として必要な診療機能、小児科医、小児科専用病床を確保する病院 ②補助対象経費：小児科救急対応病院群輪番制の体制確保に必要な経費 ③負担割合：国1/3、県1/3、市町1/3			事業開始年度	平成11年度				
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(36,612千円) 73,223千円		(43,210千円) 86,419千円		(40,290千円) 80,580千円			
	人件費②	820千円	従事人員 0.1人	812千円	従事人員 0.1人	801千円 0.1人			
	総コスト(①+②)	74,043千円	従事人員 0.1人	87,231千円	従事人員 0.1人	81,381千円 0.1人			
事業の目標	①小児科救急対応病院群輪番制の空白日解消		[目標設定理由] 県内の各圏域において、小児救急患者及びその家族の不安を解消するため、1年間365日、小児救急患者の受入医療機関を確保する必要があるため						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)		
	小児科救急対応病院群輪番制の空白日(オンコール体制で整備されているものを含む)	目標値	年度				H22	H23	H24
		0日	21年度	0日	0日	0日	100.0%	100.0%	100.0%
評価結果	必要性	・地域の小児科救急については、在宅当番医制及び休日夜間急患センター又は、既存の病院群輪番制の当番病院が対応しているところであるが、これらの救急医療機関での対応可能診療科目は内科・外科が主であり、小児科への対応は十分でない。 ・そこで、これらの救急医療機関の後送医療体制を確保するため、小児の二次救急医療体制として、二次医療圏に小児科医及び小児科専用病床を確保した病院による病院群輪番制を実施し、小児救急医療の確保を図るものである。							
	有効性	・小児科医の不足により空白日が生じない体制を組むことが困難な圏域においては、オンコール体制を整備し、対応している。							
	効率性	・本事業におけるコストは、国：県：市=1：1：1の負担割合のもとで、1日の補助基準額を設定することにより、効率的に運用されている。							
	民間・市町との役割分担	・一次救急=市町、二次救急=市町、三次救急=県の役割分担のもと、本事業については、国庫補助を活用し、各市町を通じて、輪番対応病院に経費を支出している。							
	受益と負担の適正化	・本事業におけるコストは、国：県：市=1：1：1の負担割合のもとで、1日の補助基準額を設定することにより、各医療機関に補助しているが、対象経費の実支出額について補助額以上要していることから、医療機関に対しても応分の負担を求めている。							
実施方針	方向性	新規	拡充			（継続）	実施手法の見直し		
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
説明	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
	小児救急医療体制の確保・充実を図るため、継続実施								

事務事業評価資料

施策名		医療確保と健康づくり（医療体制の整備）		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課				
事業名		看護師等養成所運営費補助		担当者電話番号	看護指導係 078-362-3251				
事業目的		①看護師養成所の教育内容の強化充実を図る ②看護師等の養成力の強化を図る							
事業内容		①補助対象：民間立看護師等養成所 ②補助対象経費：看護師等養成所の運営に要する経費の一部 ③負担割合：国1/2、県1/2			事業開始年度	昭和40年度			
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(154,344 千円) 272,805 千円		(150,540 千円) 266,098 千円		(141,061 千円) 247,140 千円			
	人件費②	820 千円	従事人員 0.1人	812 千円	従事人員 0.1人	801 千円	従事人員 0.1人		
	総コスト (①+②)	273,625 千円	従事人員 0.1人	266,910 千円	従事人員 0.1人	247,941 千円	従事人員 0.1人		
事業の目標		①看護学生数		[目標設定理由] 将来看護師等となる人材の確保を図る必要があるため					
		②看護師養成課程数		[目標設定理由] 安定的に看護学生を確保するには、看護師等の養成課程への支援が重要であるため					
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標	22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率 (%)		
			目標値 年度				H22	H23	H24
		看護学生数	補助対象課程の看護学生 24年度	2,083人 (131千円)	2,025人 (132千円)	2,000人 (124千円)	100.0%	100.0%	100.0%
		看護師養成所の補助対象課程数	補助対象となる全課程 24年度	18 課程 (15,201千円)	17 課程 (15,701千円)	15 課程 (16,529千円)	100.0%	100.0%	100.0%
評価結果	必要性	・看護師養成所は、学生からの授業料等収入だけでは十分な運営費を確保できないことから、運営費の一部を補助することによって教育内容の充実を図り、看護師等の養成力の強化を図る必要がある。							
	有効性	・民間立の看護師養成所の運営を支援することにより、各養成所の教育内容の充実が進み、安定した看護学生の養成が行われている。							
	効率性	国：県＝1：1の負担割合のもとで、効率的に運用している。							
	民間・市町との役割分担	・市町立の看護師養成所に対する補助金については既に交付税措置化されており、民間、市町ともに少子高齢化に伴って必要となる看護師の養成を行っている。							
	受益と負担の適正化	・看護職員を安定して供給できるよう、学生数や教員配置数に応じて補助金を定額補助することにより、看護師養成所の円滑な運営を支援している。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	看護師等養成所の教育内容の強化・充実を図るため、継続実施								

事務事業評価資料

施策名	医療確保と健康づくり（医療体制の整備）		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課					
事業名	病院内保育所運営費補助		担当者電話番号	看護指導係 078-362-3251					
事業目的	子どもを持つ女性医師や看護職員等の就業環境整備による離職防止及び再就業促進								
事業内容	①補助対象：病院内保育所を設置・運営する医療機関 ②補助対象経費：病院内保育所の運営費の一部 ③負担割合：国1/2、県1/2			事業開始年度	昭和49年度				
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(84,807千円) 169,642千円		(101,609千円) 203,218千円		(95,041千円) 190,082千円			
	人件費②	820千円	従事人員 0.1人	812千円	従事人員 0.1人	801千円 0.1人			
	総コスト (①+②)	170,462千円	従事人員 0.1人	204,030千円	従事人員 0.1人	190,883千円 0.1人			
事業の目標	①補助対象施設数			[目標設定理由]民間病院における院内保育所の設置状況を測る目標として設定					
	②保育児童数			[目標設定理由]子どもを持つ医療従事者の利用促進の状況を測る目標として設定					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	補助対象施設数	補助対象となる全施設	24年度	55件 (3,099千円)	59件 (3,458千円)	60件 (3,181千円)	100.0%	100.0%	100.0%
保育児童数	補助対象施設の全児童	24年度	721人 (236千円)	802人 (254千円)	751人 (254千円)	100.0%	100.0%	100.0%	
評価結果	必要性	・医療機関にとって女性医師等医療従事者の確保は施設運営上不可欠であり、出産に伴う看護職員の離職防止及び潜在看護職員の再就業を図るため、就業環境の改善を進めることが必要である。							
	有効性	・補助対象施設数及び保育児童数は着実に増加しており、院内保育所の設置促進、子どもを持つ医療従事者の就業環境整備・離職防止につながっている。							
	効率性	国：県：事業者＝1：1：1の負担割合のもとで効率的に運営されており、子どもを有する看護職員の就業環境の改善に寄与している。							
	民間・市町との役割分担	・民間及び公立の保育所では、病院の変則的な勤務に対応した子供の受入が困難であるため、各医療機関で保育所を運営せざるを得ない。							
	受益と負担の適正化	・保育児童一人あたり月1万円以上の保育料を徴収している施設を補助対象としている。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	子どもを持つ女性医師や看護職員等の就業環境整備による離職防止及び再就業促進を図るため、継続実施								

事務事業評価資料

施策名	医療確保と健康づくり（医療体制の整備）		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課					
事業名	看護職員離職防止対策事業		担当者電話番号	看護指導係 078-362-3251					
事業目的	①看護職員の就業継続に関する課題を明確にし、離職防止についての方策を検討 ②看護職員の経験年数に応じた研修を実施し、看護職員の実践能力とモチベーションを向上 ③メンタルヘルスや就業継続に関する相談を実施し、職場への適応を促進								
事業内容	看護職員離職防止対策検討会及び各種研修・相談の実施			事業開始年度	平成20年度				
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 9,365千円		(0千円) 11,379千円		(0千円) 12,203千円			
	人件費②	820千円	従事人員 0.1人	812千円	従事人員 0.1人	801千円 従事人員 0.1人			
	総コスト (①+②)	10,185千円	従事人員 0.1人	12,191千円	従事人員 0.1人	13,004千円 従事人員 0.1人			
事業の目標	①看護職員従事者数が需給見込み数に達する			[目標設定理由] 県内の看護職員就業者を増加し、看護職員数の必要量を確保する。					
	②離職率（病院調査）が全国平均程度に減少する			[目標設定理由] 離職率を下げ、定着させることにより看護職員の確保を図る。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	看護職員従事者数 (目標は看護職員需給見込み数)	60,451人	24年度	57,155人 (0千円)	58,803人 (0千円)	60,451人 (0千円)	94.5%	97.3%	100.0%
離職率（病院調査） (目標は12.0%を維持)	12.0%	24年度	13.4% (0千円)	12.7% (0千円)	12.0% (0千円)	98.4%	99.2%	100.0%	
評価結果	必要性	医療安全の確保に向けた体制整備が喫緊の課題となっており、医療従事者の中でも最も多数を占める看護職員の質と量を確保することが必要である。本県の看護職員離職率は前年調査の13.8%（2009年分）より13.4%（2010年分）と微減しているが全国平均の11.0%よりも高い。特に新人看護職員の離職率も前年調査の12.5%より10.1%と減少しているものの依然高く（全国8.6%）、その対策を継続する必要がある。							
	有効性	看護職員従事者は着実に増加し、平成18年度全国ワースト1であった離職率もやや改善している。離職防止対策として、計画的な研修や職場改善を取り入れている施設では就業者の退職が減少しており効果をあげている。また離職した場合にはナースセンターを活用し休職者と求人者のマッチングを行い再就業に結びつけている。							
	効率性	看護協会に委託することにより、県内の看護職員の課題に応じた対策や研修を実施でき、多数の研修受入が可能である。ナースセンター登録者数は増加しており、職場異動の希望者の相談等を並行し再就業者数の増加につなげていく。							
	民間・市町との役割分担	委託先である看護協会は、職能団体として看護師確保と資質向上に貢献しており、県の施策と同一の目的を持ち事業展開している。看護協会独自の事業とも連携し、効果的な運営を図っている。							
	受益と負担の適正化	県内の看護職員確保につなげるため、国庫補助制度を活用して県事業として実施							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	統合	継続 凍結(休止)	実施手法の見直し 延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 その他		
説明	看護職員の離職防止を図るため、継続実施								

事務事業評価資料

施策名	医療確保と健康づくり（医療体制の整備）		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課					
事業名	看護職員臨床技能向上推進事業		担当者電話番号	看護指導係 078-362-3251					
事業目的	①専門的な知識や技術をもつ質の高い看護師を養成することにより、県民の24時間、365日の安全・安心を確保する。 ②専門的な知識や技術をもつ質の高い看護師を養成することにより医師の負担を軽減する。 ③認定看護師教育課程修了者がリーダーとなり他の看護職員等の資質向上を担う。								
事業内容	訪問看護師認定看護師教育課程等の実施			事業開始年度	平成20年度				
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 9,450千円		(0千円) 9,450千円		(0千円) 9,450千円			
	人件費②	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	0千円 0.0人			
	総コスト(①+②)	9,450千円	従事人員 0.0人	9,450千円	従事人員 0.0人	9,450千円 0.0人			
事業の目標	①専門的な知識や技術をもつ質の高い看護師を養成する			[目標設定理由]県民の安心・安全の確保や医師の負担軽減には、高い看護実践能力をもつ看護職員が必要であるため					
	②認定看護師教育課程修了者が研修講師等を行い、他の看護職員に対し知識や技術を普及する			[目標設定理由]県内の看護職員の資質向上を図るため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	認定看護師教育課程修了者数	90人 90人 90人	22年度 23年度 24年度	69 (0千円)	79 (0千円)	90 (0千円)	76.7%	87.7%	100.0%
評価結果	必要性	兵庫県地域ケア体制整備構想において、在宅医療を必要とする高齢者が30年後には88,000人から199,000人（約2.3倍）になると推計される。また、医療依存度の高い患者や寝たきりの患者、在宅療養者の増加が見込まれている。24時間、365日の安全・安心の確保のためには高い看護実践能力をもつ看護師の養成が必要である。さらに、勤務医の負担軽減を図る観点からも、チーム医療の下、医療従事者の役割分担が推進できるよう、特定の看護分野において水準の高い看護実践のできる認定看護師の養成は必要性が高い。							
	有効性	訪問看護認定看護師は、年齢や疾患、療養場所を限定することなく、多くの対象者に対して貢献でき、他の看護職種等に対しても知識・技術を普及できるため有効性は高い。認知症看護認定看護師は、今後増加すると推計されている認知症患者とその家族を支える重要な役割を担う。慢性心不全看護認定看護師は、急性増悪を繰り返す当該疾患の病状を安定させるために、入院治療及び在宅での患者の生活を指導、教育する役割を担う。さらに、専門的技術を活かし医師の負担軽減にもつながる。							
	効率性	受講料を補助して他府県に派遣した場合、旅費の負担増に加え、受入数により年間に養成できる人数が限られるが、県で養成した場合は一定数確保することができるため、効率的である。							
	民間・市町との役割分担	看護職の職能団体として資質向上に貢献しており、認定看護師養成機関として認定されている兵庫県看護協会に事業を委託し、実施している。							
	受益と負担の適正化	委託先である兵庫県看護協会が受講者から受講料を徴収し、認定看護師養成課程を運営している。受講者は養成課程修了後、認定看護師として業務を行うことができる。							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	凍結(休止)	実施手法の見直し 延長 終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更 事務改善 その他			
説明	県として、専門技術をもつ質の高い認定看護師の養成は重要性が高い。来年度も引き続き、訪問看護コース、認知症看護コース及び慢性心不全看護コースを実施する。								

事務事業評価資料

施策名	医療確保と健康づくり（医療体制の整備）		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課					
事業名	新人看護職員卒後臨床研修事業		担当者電話番号	看護指導係 078-362-3251					
事業目的	改正保健師助産師看護師法により努力義務化された新人看護職員卒後臨床研修を実施できる体制を確立し、すべての新人看護職員が研修を受講できる体制を整備することにより、看護の質向上、安全な医療確保及び早期離職防止を図る。								
事業内容	①教育責任者等研修：各施設の教育責任者等が新人看護職員研修を実施するための研修を実施 ②OJT研修：卒後臨床研修実施施設への経費補助 ③合同研修：OJT研修未実施施設を対象とした合同研修実施				事業開始年度	平成22年度			
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 54,755千円		(0千円) 87,151千円		(0千円) 89,713千円			
	人件費②	3,282千円	従事人員 0.4人	3,249千円	従事人員 0.4人	3,203千円 従事人員 0.4人			
	総コスト(①+②)	58,037千円	従事人員 0.4人	90,400千円	従事人員 0.4人	92,916千円 従事人員 0.4人			
事業の目標	①病院でのOJT研修実施施設数			【目標設定理由】 複数の新人看護職員を受入れる病院で体系的に研修を実施するため。					
	②OJT研修受講者数（他施設受入数含む）の増加			【目標設定理由】 複数の新人看護職員を受入れる病院で体系的に研修を実施するため。					
	③中小病院からの合同研修受講者の増加			【目標設定理由】 研修未実施施設の新人看護職員の研修受講により、中小病院の資質向上、看護職員確保定着につながるため。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	OJT研修実施施設数	145施設	24年度	90施設 (645千円)	139施設 (650千円)	145施設 (641千円)	100.0%	100.0%	100.0%
	OJT研修受講者数 (他施設受入数含む)	2,093人	24年度	1,392人 (42千円)	2,173人 (42千円)	2,093人 (44千円)	100.0%	100.0%	100.0%
合同研修受講者延人数	800人	24年度	828人 (70千円)	800人 (113千円)	800人 (116千円)	100.0%	100.0%	100.0%	
評価結果	必要性	改正保健師助産師看護師法（H22.4施行）により、卒後臨床研修実施が努力義務化され、看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員の職場適応と質の向上を目的とした卒後臨床研修が必要となった。							
	有効性	新卒者が就職先を選択する際、最も優先する要件は「教育体制」である。また、新人看護職員の離職は「自信がない」ことが要因となっている。卒後臨床研修を着実に実施することは看護職員の確保・定着のために有効である。							
	効率性	独自に実施できる人材やノウハウを持つ大規模な施設に対しては、OJT研修実施のための補助金を交付する。（全額国庫）一方、ノウハウを持たない中小規模の施設に対しては、実施施設への受入調整や集合研修を行うことで、すべての新人看護職員が研修を受講できる環境を整備する。							
	民間・市町との役割分担	県が実施主体となる事業（教育責任者等研修・合同研修）は、看護職の職能団体である兵庫県看護協会に委託し、実施する。また、各医療施設へは申請に基づく間接補助として実施している。							
	受益と負担の適正化	県内の看護職員確保及び離職防止につながるため、国庫補助制度を活用して県事業として実施する。							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 凍結(休止)	実施手法の見直し 延長 終期設定				
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	新卒者は看護教育における学習内容と臨床現場で求められる能力との間にギャップがあり現場に適応できずに離職する者が多いため、本事業を継続して実施する。								

事務事業評価資料

施策名	医療確保と健康づくり（健康ひょうごの推進）		所管部局課名	健康福祉部健康増進課						
事業名	歯及び口腔の健康づくり推進事業		担当者電話番号	健康づくり推進係 078-362-9109						
事業目的	健康づくり推進条例第9条に基づき、基本計画（平成23年度）策定を受けて実施計画を策定するとともに、ライフステージに応じた施策を展開することにより、県民の歯及び口腔の健康づくりの推進を図る。									
事業内容	①歯及び口腔の健康づくり実施計画策定事業（H24年度～） ②親子の歯の健康づくり教室の開催（H23年度～） ③事業所歯科健診推進事業（H22年度～） ④専門的歯科保健対策事業（H17年度～） ⑤医科歯科連携推進事業（H23年度～） ⑥8020運動推進員養成事業（H23年度～） ⑦保健所等歯科衛生士、地域活動歯科衛生士研修会の開催（H18年度～）			事業開始年度	平成17年度					
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額				
	事業費①	(2,752千円) 7,459千円		(1,476千円) 18,215千円		(1,294千円) 7,759千円				
	人件費②	8,204千円	従事人員 1.0人	12,183千円	従事人員 1.5人	8,008千円 従事人員 1.0人				
	総コスト (①+②)	15,663千円	従事人員 1.0人	30,398千円	従事人員 1.5人	15,767千円 従事人員 1.0人				
事業の目標	①乳幼児期のう蝕の予防			【目標設定理由】乳歯のう蝕と永久歯のう蝕には強い関連が認められるなど、乳幼児期は歯口清掃や食習慣などの基本的歯科保健習慣を身につける時期として非常に重要であり、生涯を通じた歯の健康づくりに対する波及効果も高いため。						
	②学齢期におけるう蝕の予防			【目標設定理由】永久歯が生えてから比較的短期間に急速にう蝕が増加していることから、12歳児におけるう蝕数を減少させていくことを目標として、永久歯う蝕を予防していく必要があるため。						
	③成人期の歯周病の予防			【目標設定理由】進行した歯周炎に罹患している者の割合を減少することを目標に、この時期に歯周病の予防、進行防止を徹底することが歯の喪失防止に重要であるため。						
	④歯の喪失防止			【目標設定理由】歯の健康が生活の質を確保するための基礎となる重要な要素であるため。						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H22	H23	H24	
	①う蝕のない幼児の割合(3歳児)の増加	83%	H24	81.7% (0千円)	82.4% (0千円)	83% (0千円)	98.4%	99.3%	100.0%	
	②一人平均う蝕数(12歳)の減少	1歯	H24	1.09 (0千円)	1.04 (0千円)	1.00 (0千円)	91.7%	96.2%	100.0%	
	③進行した歯周病を有する人の割合の減少	40歳：22% 50歳：33%	H24	40歳：36.3% 50歳：48.9% (0千円)	40歳：29.1% 50歳：40.9% (0千円)	40歳：22% 50歳：33% (0千円)	40歳：60.6% 50歳：67.5% 80.7%	40歳：75.6% 50歳：80.7% 100.0%	40歳：100.0% 50歳：100.0% 100.0%	
④80歳で20歯以上、60歳で24歯以上自分の歯を有する人の増加	60歳：80% 80歳：30%	H24	60歳：76.5% 80歳：46.1% (0千円)	60歳：78.3% 80歳：46.1% (0千円)	60歳：80% 80歳：30% (0千円)	60歳：96.5% 80歳：100.0%	60歳：97.9% 80歳：100.0%	60歳：100.0% 80歳：100.0%		
評価結果	必要性	県が定める「歯の健康づくり計画」の目標を達成するため、市町、関係団体等が実施する事業に加え、総合的かつ効果的に乳幼児から高齢者に至るまでの一貫した歯の健康づくりを推進することが必要である。特に、目標を大幅に下回っている成人期における歯周疾患予防対策を推進する必要がある。								
	有効性	計画改定時の指標(H18)は、①78.5%、②1.5歯、③40歳35.1%、50歳47.7%、④60歳76%、80歳25%であったものが、歯科保健対策の実施等により(H22)①81.7%、②1.09歯、③40歳36.3%、50歳48.8%、④60歳76.5%、80歳46.1%と③は若干悪化しているものの、その他の目標は改善している。								
	効率性	事業を実施するに当たっては、できる限り実績とノウハウをもった団体に委託、また、専門的かつ技術的な事業のみを行うなどにより効率性を図っている。								
	民間・市町との役割分担	身近で頻度の高い歯科保健サービスは、市町の役割として主体的に取り組むべきであるが、県は県民の生涯を通じた歯科保健対策を総合的かつ計画的に推進する立場から、市町、関係団体、医療・福祉関係機関等と連携しながら、地域歯科保健体制の整備、人材の育成・活用、健康福祉事務所における歯科保健業務を実施する。								
受益と負担の適正化										
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し					
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他			
説明	平成23年4月に健康づくり推進条例を施行し、その条例の中で歯及び口腔の健康づくりを重点施策の1つとして位置づけ、積極的に推進していくこととしている。									

事務事業評価資料

施策名	医療確保と健康づくり（健康ひょうごの推進）		所管部局課名	健康福祉部健康増進課						
事業名	まちの保健室推進事業		担当者電話番号	保健指導係 078-362-3250						
事業目的	健康上の課題をもつ高齢者や孤立しがちな親子等に身近な場で気軽に相談に応じることで、健康生活を保持する。									
事業内容	(1)「まちの保健室」の開設 ①実施主体：兵庫県看護協会 ②目標開設力所数 595 (H24：看護協会財源含む) ③活動形態：拠点開設（生活に身近な場所で定例開設）、出前隊（地域で開催されるイベントに看護職を派遣する健康相談）、キャラバン隊（復興支援住宅における閉じこもりがちな高齢者宅の訪問） (2)専門健康相談の開設 (3)健康講習会の開催 (4)卒後教育モデル事業 (5)健康危機時における相談支援 (6)健康福祉事務所による開設支援			事業開始年度	平成16年度					
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額				
	事業費①	5,440千円		5,440千円		6,440千円				
	人件費②	4,102千円	従事人員 0.5人	4,061千円	従事人員 0.5人	4,004千円 従事人員 0.5人				
	総コスト(①+②)	9,542千円	従事人員 0.5人	9,501千円	従事人員 0.5人	10,444千円 従事人員 0.5人				
事業の目標	「まちの保健室」相談件数の増加			[目標設定理由] ・閉じこもりや育児不安、健康課題の放置等の状態にある住民が、相談に結びつくことにより、健康生活の保持につながる。						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H22	H23	H24	
	「まちの保健室」相談件数	相談件数(合計) 40,800人	24年度	36,752 (0千円)	40,000 (0千円)	48,000 (0千円)	99.5%	98.7%	100.0%	
評価結果	必要性	高齢者の閉じこもり予防や子育て支援として重要であり、身近な場で気軽に、看護職による相談を受けられる場合は、他に代わるものがない。								
	有効性	震災後に残された課題である「高齢者の見守りと自立支援」に必要な相談支援の仕組みとして定着しており、高齢者自立支援ひろばにおける専門的役割としての協働を求められている。 また、育児相談件数は、年々増加傾向にあり（16年度939→22年度11,755）、事業実施の効果が発現している。								
	効率性	運営費補助として、1カ所あたり20,000円（県下272カ所分）を助成しているが、1カ所あたり相談件数は65件（22年度、相談件数合計36,752、設置箇所数565）の実績があり、事業の目的達成のための支出は効率的に行われている。								
	民間・市町との役割分担	保健所政令市における開催分は、運営補助の対象外としている。また、看護協会の各支部をはじめ、市町、各看護系大学がまちの保健室運営を支援していることから、役割分担は図れている。								
	受益と負担の適正化	健康上の課題をもつ高齢者や孤立しがちな親子に対して、身近な場で気軽に相談に応じることにより、閉じこもりや要介護状態への進展、子育ての孤立化や虐待などの、少子高齢化社会における課題に働きかける事業であることから、受益と負担の適正化は図られている。								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し					
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	生活習慣病の予防や高齢者の健康不安、孤立化する乳幼児の母親支援など、地域の健康ニーズに対応するため、運営支援箇所数を拡充する。 【運営支援箇所数】 322箇所（平成23年度：272箇所）									

事務事業評価資料

施策名	医療確保と健康づくり（健康ひょうごの推進）		所管部局課名	健康福祉部健康局健康増進課			
事業名	受動喫煙の防止等に関する条例推進事業		担当者電話番号	078-341-7711（内3244）			
事業目的	県民が、意図しない受動喫煙を回避することができ、健康で快適な生活を維持するための環境を整備するため、「受動喫煙の防止等に関する条例」を制定し、受動喫煙による健康への影響や条例内容の周知を図る。						
事業内容	(1) 普及啓発事業等の実施 ①ポスター、チラシ、のぼりの作成・配布 ②標語コンクールの実施 ③施設管理者等説明会及び防煙教室の開催 ④受動喫煙防止アドバイザー研修の実施 ⑤「喫煙不可」「分煙」等表示ステッカーの作成・配布 (2) 喫煙室設置等に対する支援制度の創設 ①助成制度（3億円：200件） ②融資制度（50億円） (3) 推進体制 ①分煙アドバイザーの設置（1人） ②普及推進員の設置（16人）			事業開始年度	平成24年度		
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額	
	事業費①	0千円		0千円		(301,984千円)	
	人件費②	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	75,275千円 9.4人	
	総コスト(①+②)	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	427,319千円 9.4人	
事業の目標	重点施設（約38千施設：飲食店、宿泊施設、理・美容店）における条例規制内容の遵守			[目標設定理由]左記施設にあつては、実態として受動喫煙防止対策が十分に進んでおらず、かつ、対策を講じることについての利用者のニーズも高いことから、重点的に普及啓発・条例遵守を図ることが必要であるため			
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標	22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)	
		目標値	年度			H22 H23 H24	
	分煙設備整備に係る補助金の利用件数	200件	H24	— (0千円)	— (0千円)	200件 (2,137千円)	— — 100
評価結果	必要性	たばこの煙が、人の健康に悪影響を及ぼすことから、受動喫煙の防止等に関する取組を推進してきたが、依然として多くの県民が受動喫煙に遭っている現状がある。このため、より実効性の高い受動喫煙防止対策として、「受動喫煙の防止等に関する条例」を制定することとした。同条例の2年後の円滑な本格施行に向け、普及啓発及び分煙措置を講ずる飲食店等の施設管理者への支援等により、条例の実効性を高め、県民の健康で快適な生活の維持を図る必要がある。					
	有効性	条例では、各種サービス業施設等（客席面積100㎡超の飲食店等）の施設管理者に分煙措置を義務付けることにより、新たな分煙設備の設置が必要となる場合があることから、経営基盤が脆弱な施設管理者の改修経費の負担を軽減することで、条例のより円滑な施行を図ることができる。					
	効率性	分煙設備整備に係る補助金の単価（1,500千円）は、複数の専門施工業者の意見を参考に標準的な工事費を算出したものであり、また、同補助金の上限事業費（5,000千円）は、国助成金の単価（8,000千円）を下回っており、1件あたりの補助額は効率的である。					
	民間・市町との役割分担	不特定又は多数の者が利用する屋内空間に係る喫煙規制については、県レベルで広域的に対応することが望ましいと考えられる（また、当該規制については民間が実施すべきものではない。）。					
	受益と負担の適正化	重点施設等の禁煙、分煙を推進することにより、受動喫煙による一般県民の健康被害を防止することができる。					
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し		
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長 終期設定	
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更 事務改善 その他	
説明	「受動喫煙の防止等に関する条例（平成24年3月公布）」に基づき新たに実施						

事務事業評価資料

施策名	医療確保と健康づくり（疾病対策等の推進）			所管部局課名	健康福祉部生活消費局生活衛生課				
事業名	動物愛護管理推進計画推進事業			担当者電話番号	動物衛生係 078-362-3259				
事業目的	平成20年3月に策定した「兵庫県動物愛護管理推進計画」に沿って、県民の動物愛護思想の高揚と公衆衛生の向上を図り、人と動物が調和し、共生する社会づくりを推進する。 ① 地域における飼養動物に関する課題の解決を図る ② 動物飼養による他者への迷惑を防止する ③ 動物愛護思想の普及啓発を図る								
事業内容	①各事務所に設置した地域別動物愛護管理推進会議を活用し、課題抽出及びその解決を図る ②動物の飼い主及びペットショップなどの動物取扱業に対しする指導を実施する ③動物とのふれあい事業や譲渡事業、各種セミナー等を効果的に実施する			事業開始年度	平成20年度				
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(5,511千円) 6,688千円		(4,960千円) 8,360千円		(4,464千円) 6,585千円			
	人件費②	820千円	従事人員 0.1人	812千円	従事人員 0.1人	801千円	従事人員 0.1人		
	総コスト(①+②)	7,508千円	従事人員 0.1人	9,172千円	従事人員 0.1人	7,386千円	従事人員 0.1人		
事業の目標	①しつけ方教室の開催 ②講習会の実施 ③犬・ねこの譲渡数			【目標設定理由】 本事業は、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（平成18年環境省告示第140号）に基づいており、当該告示には、犬ねこの殺処分数の減少を謳っている。 将来的に殺処分数の減少に繋げるためには、飼養者が動物を適正に終生飼養することが必要不可欠であり、関連した施策に関する数値目標を設定することにより、さらに積極的な展開が見込まれるため。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率（％）		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	しつけ方教室の開催	700回	24年度	664回 (11千円)	682回 (13千円)	700回 (11千円)	94.9%	97.4%	100.0%
	講習会の実施	200回	24年度	410回 (18千円)	410回 (22千円)	410回 (18千円)	100.0%	100.0%	100.0%
犬・ねこの譲渡数	1,244頭	24年度	994頭 (8千円)	1,132頭 (8千円)	1,244頭 (6千円)	79.9%	91.0%	100.0%	
評価結果	必要性	本事業は、動物の愛護及び管理に関する法律及び同法に基づく県条例の目的である、人と動物が調和し、共生する社会づくりを推進するために実施されるものであり、動物愛護管理を総合的に展開する事業であるため必要である。							
	有効性	県民から寄せられる相談等を的確に把握し、状況に応じて、多様な手法で啓発事業等を展開するため、有効性が高い。							
	効率性	民間団体のノウハウを活用した協働によるしつけ方教室の開催や、犬の譲渡者の会を活用した適性飼養の普及推進、県民の利便性向上の観点から、ねこの引取り事務を一部の市町が実施するなど、効率的に事業を実施している。							
	民間・市町との役割分担	推進計画において設置することとした「地域別動物愛護管理推進会議」の構成員として民間団体・管内市町が参画し、上記のように適切に役割を分担をしている。							
	受益と負担の適正化	犬ねこ引き取り手数料等を、引き取った犬ねこの飼料代に充当している。							
実施方針	方向性	新規	拡充	（継続）	実施手法の見直し				
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結（休止）	延長	終期設定		
説明	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
	「動物の愛護及び管理に関する法律」第5条に基づく国の指針に即して策定された法定計画であり、その期間は、環境省の告示により、平成20年度からの10ヵ年計画となっているため、引き続き継続して事業を実施する。 なお、国の指針は策定後5年目に当たる平成24年度を目途に見直しが行われることになっており、これに併せて、本計画も見直すこととなっている。								

事務事業評価資料

施策名	医療確保と健康づくり（疾病対策等の推進）		所管部局課名	健康福祉部健康局疾病対策課					
事業名	インターフェロン等医療費助成		担当者電話番号	難病係 078-362-3245					
事業目的	①国内最大級の感染症であり、肝がん、肝硬変に進行する疾患であるB型・C型ウイルス性肝炎の根治を促進する。 ②B型・C型ウイルス性肝炎の早期治療により、肝がん・肝硬変などの重篤な事態への進行を防ぐ。								
事業内容	①助成対象：B型・C型ウイルス性肝炎患者のうち、インターフェロン治療並びに核酸アナログ製剤治療を希望する者 ②助成対象経費：B型・C型ウイルス性肝炎のインターフェロン治療並びに核酸アナログ製剤治療に係る治療費 ③費用負担：国1/2、県1/2			事業開始年度	平成20年度				
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額	平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額				
	事業費①	(366,634 千円) 733,268 千円	(497,482 千円) 1,015,605 千円		(458,483 千円) 935,970 千円				
	人件費②	7,384 千円	従事人員 0.9人	7,310 千円	従事人員 0.9人	7,207 千円 従事人員 0.9人			
	総コスト (①+②)	740,652 千円	従事人員 0.9人	1,022,915 千円 従事人員 0.9人		943,177 千円 従事人員 0.9人			
事業の目標	インターフェロン治療並びに核酸アナログ製剤治療を必要とするすべてのB型・C型ウイルス性肝炎患者へ医療費助成を行う事での治療機会の提供			[目標設定理由]国の事業計画の終了予定年度である平成32年度までに、県内の患者（推計：約4万人）すべてを対象に事業を推進する必要がある					
事業目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	受給者数（累計）	40,096人	33年度	6,911 人 (216 千円)	8,436 人 (671 千円)	9,961 人 (618 千円)	17.2%	21.0%	24.8%
評価結果	必要性	・インターフェロン治療は治療費が高額であり、また、核酸アナログ製剤治療もインターフェロン治療と比較すれば安価であるが、治療が長期に及ぶことから累積の医療費が高額となるため、治療促進のためには医療費の助成が必要である。							
	有効性	・平成20～23年度で約8,400人の患者が医療費の助成によりインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療を実施する見込であり、慢性肝炎の治療は着実に進んでいる。 ・肝炎対策基本法（H22年1月施行）により医療費負担の軽減並びに受診機会の確保を図ることとされており、平成22年度から医療費負担の軽減策として自己負担限度額の軽減、B型に対する核酸アナログ製剤治療の追加、2回目の制度利用に係る改正が行われた。これを受けて、H23年に「肝炎研究7カ年戦略」の見直しが行われ、H24年度を初年度とする新たな「肝炎研究10カ年戦略」が策定され、受診機会の確保については、今後国の動向を踏まえながら必要な施策を実施していく。							
	効率性	・基本的には指標1単位あたりのコストは医療費の実績に連動するものであり、実質的なコストはほぼ一定である。 ・22年度実績における指標1単位あたりの大幅なコスト減は、インターフェロン治療に比べて治療費単価が低く、副作用が少ない核酸アナログ製剤治療が導入されたことに伴い、受給者数が大幅に増加したことによるものである。							
	民間・市町との役割分担	・国実施要綱に基づき、県が事業主体となって実施している。実施にあたっては、保健所設置市（神戸市ほか3市）に申請書等の受理事務を移譲し、また、医療費の請求及び審査・支払事務は、国保連合会等の審査支払機関に委託するなど、適切な役割分担により推進している。							
	受益と負担の適正化	・受給者の認定は専門医で構成される審査会の審査に基づいて適正に行っており、受給者には、世帯の所得に応じて適正な一部自己負担金を求めている。							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	（継続） 統合	凍結（休止）	実施手法の見直し 延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 その他		
説明	国内最大の感染症である肝炎について、インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療を、必要とする全ての肝炎患者が治療を受ける体制を整えるため、国事業計画に基づき引き続き事業を推進する。 【国事業計画】 対象期間：平成20年4月から平成34年3月までの14年間 対象者：10万人／年（国試算による県内の対象者：約5,700人／年）								

事務事業評価資料

施策名	医療確保と健康づくり（疾病対策等の推進）		所管部局課名	健康福祉部健康局疾病対策課					
事業名	がん診療連携拠点病院機能強化事業 県指定がん診療連携拠点病院支援事業		担当者電話番号	企画調整係 078-362-3202					
事業目的	①がん診療連携の円滑な実施 ②どこに住んでいても質が高く安心して療養できるがん医療の提供体制の確立								
事業内容	(1)補助額 (ア) 地域がん診療連携拠点病院：H24:8,000千円 (H22：8,000千円、H23：8,000千円) (イ) 県指定がん診療連携拠点病院：H23～ 1,000千円 ②費用負担： (ア) 国1/2、県1/2 (イ) 県10/10			事業開始年度	国指定： 平成19年度 県指定： 平成23年度				
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(28,000千円) 56,000千円		(28,000千円) 57,000千円		(28,000千円) 61,000千円			
	人件費②	5,743千円	従事人員 0.7人	5,685千円	従事人員 0.7人	5,606千円 0.7人			
	総コスト (①+②)	61,743千円	従事人員 0.7人	62,685千円	従事人員 0.7人	66,606千円 0.7人			
事業の目標	①2次医療圏域に1箇所以上（必要な圏域には複数箇所）の拠点病院の整備			【目標設定理由】 住民がその生活圏域の中で質の高いがん治療を受けられる体制を確保するため、兵庫県がん対策推進計画の最終年度である平成24年度までに拠点病院を整備（10箇所）する。					
	②がん死亡者数（75歳未満）の減少			【目標設定理由】 兵庫県がん対策推進計画の全体目標（75歳未満のがん死亡者数を平成17年と比較して900人減少させる）であり、本事業によるがん医療水準の均てん化推進等の効果を測る目標として設定					
	③緩和ケア研修会の実施			【目標設定理由】 県内のどこでも緩和ケアをがん診療の早期から適切に提供するために、がん診療に携わる全ての医師が緩和ケアの重要性を認識し、その知識や技術を取得する必要があることから、医師を対象とした緩和ケアの研修を推す。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率（%）		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	指定医療圏域数	10圏域	24年度	10圏域 (6,174千円)	10圏域 (6,269千円)	10圏域 (6,661千円)	100.0%	100.0%	100.0%
	75歳未満のがん死亡者数	6,765人	24年度	7,180人 (9千円)	6,980人 (9千円)	6,765人 (9千円)	94.2%	96.9%	100.0%
緩和ケア研修会修了者数	1,400人	24年度	824人 (226千円)	1,120人 (212千円)	1,400人 (238千円)	58.9%	80.0%	100.0%	
評価結果	必要性	・二次医療圏域や医療施設間の各レベルでがん医療水準の格差が存在しているため、地域連携の拠点となるがん診療連携拠点病院の機能を強化する必要がある。							
	有効性	・75歳未満がん死亡者数の減少や、がん診療連携拠点病院における地域連携クリティカルパス（※）の検討、緩和ケア研修修了者数など、事業実施の効果が現れている。 （※）急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画を作成し、治療を受ける全ての医療機関で共有して用いるもの。							
	効率性	・国の「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」に基づき、拠点病院の指定要件を満たすべく補助基準単価を定めたものであり、指標1単位あたりのコストは適切である。 ・兵庫県指定がん診療連携拠点病院設置要綱に基づき、指定要件を満たすべく補助基準単価を定めたものであり、指標1単位あたりのコストは適切である。							
	民間・市町との役割分担	・国の「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」に基づき、がん診療連携拠点病院の整備は県の責務であることから、本事業を実施するものである。 ・国の「がん対策基本法」において、地域に即したがん対策を講じるのは都道府県の責務であるとされており、市町の枠を超えた医療圏域における兵庫県認定がん診療連携拠点病院の整備は県において実施することが妥当であることから、本事業を実施するものである。							
	受益と負担の適正化	県内のどこに住んでいても、当該2次医療圏域内で質の高い医療をうけることができ、また安心して療養生活が可能となるがん医療の提供体制を確立し、本県のがん死亡率の減少をめざしていくことは県の役割である。							
方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し			
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)		延長	終期設定		
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	国の「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」に伴い、緩和ケアをはじめとする各種研修事業、地域医療連携事業、がんに関する各種相談を行う国立がんセンターでの研修を修了した相談支援センター職員及びがん登録職員を配置することにより、事業を実施する。 県の「兵庫県指定がん診療連携拠点病院設置要綱」に基づき、緩和ケアをはじめとする国拠点病院の行う各種研修事業への協力、地域医療連携事業、がん登録職員の配置によるがん登録事業の推進等により、事業を実施する。								

事務事業評価資料

施策名	少子対策の充実（少子対策の推進）		所管部局課名	健康福祉部健康局健康増進課		
事業名	特定不妊治療費助成事業		担当者電話番号	保健指導係 078-362-3250		
事業目的	経済的負担の軽減を図り、子どもを持つことを望む者が不妊治療を受ける機会を増やす。					
事業内容	①助成対象：配偶者間の特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けた者であって、所得額が夫婦合算して730万円未満の者 ②助成額：15万円/1回あたり ③助成回数：1か年度につき2回まで { 申請1年目 1か年度につき3回 申請2年目以降 1か年度につき2回 } ④助成年限：通算5か年度 ⑤費用負担：国1/2、県1/2			事業開始年度	平成16年度	
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額	平成23年度当初予算額	平成24年度当初予算額		
	事業費①	(163,837 千円) 327,673 千円	(182,818 千円) 365,636 千円	(167,114 千円) 334,227 千円		
	人件費②	4,102 千円	4,061 千円	4,004 千円	従事人員 0.5人	
	総コスト (①+②)	331,775 千円	369,697 千円	338,231 千円	従事人員 0.5人	
事業の目標	出生数の増加			[目標設定理由] ・子どもを持つことを望む者が必要な治療を受けることで出生数の増加が見込まれるため。 ・「新ひょうご子ども未来プラン」において、5年間で24万人の出生数を目標としている。		
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標	22年度	23年度 見込み	23年度 目標	達成率 (%) H22 H23 H24
	出生数 (5年間 (H23~H28))	単年度4.8万人 (5年間計24万人)	24年度 47,834 (7千円)	48,073 (8千円)	48,000 (7千円)	100 100 100
評価結果	必要性	10組に1組の夫婦が不妊に悩んでいるといわれているなか、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、次世代育成支援の一環として必要である。				
	有効性	5年間（H23~27）で24万人の出生数の確保を目的としているが、ほぼ単年度5万人の目標に達しており、長期間治療に取り組む夫婦や経済的理由から治療をあきらめざるを得ない夫婦に対し、本事業の効果が発現していると考えられる。 ※出生数(人) H20：48,833 H21：47,592 H22：47,834 ※助成件数(件) H20：1,541 H21：1,936 H22：2,306				
	効率性	国庫単価により、1回あたり15万円を上限に対象者に助成する事業であるため、事業の目的達成のための支出は効率的に行われている。 ※H20当初 10万円/回 → H24当初 15万円/回				
	民間・市町との役割分担	事業実施にあたっては、県内の特定不妊治療実施医療機関の指定など統一的・専門的な調整を要するため、県（保健所政令市のぞく）で事業実施を行っている。				
	受益と負担の適正化	医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療に係る負担の一部に対し、少子化対策の観点から助成している事業である。				
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し	
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長 終期設定
説明	市町移譲 民間移譲 民間委託 PFI 負担割合変更 事務改善 その他 次世代育成支援の一環として特定不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、事業を継続する。					